

安芸高田市 青少年育成プラン

夢と志をいだき、元気にすすむ「あきたかた」の青少年



人 輝く・安芸高田



安芸高田市

安芸高田市青少年育成プラン

平成20(2008)年10月

安芸高田市

安芸高田市

はじめに



本市は、市の将来像を「人 輝く・安芸高田」とし、住民一人ひとりが生き生きと輝き、暮らせる安芸高田市を目指し、住民が「自らの地域は自らの手で」とした活動と参加に基づいた住民と行政の協働によるまちづくりをすすめています。

将来、そのまちづくりの中心的役割を果たし、安芸高田市をより飛躍・発展させていく原動力となるのは、本市の青少年「安芸高田っ子」であり、次代を担う「安芸高田っ子」が夢と希望を持って健やかに成長し、活動していくことは、私たち共通の願いであります。

しかしながら、青少年を取り巻く社会環境は日々変化しており、青少年の成長に大きな影響を与えています。

家庭・地域の教育力の低下や青少年の非行、いじめ、ひきこもり、社会的自立の遅れなど様々な問題が指摘されています。また、情報化の飛躍的進展の影で、有害情報の氾濫や過度の利用などが青少年に好ましくない影響を与え、非行や犯罪を誘発するといった問題も発生しています。

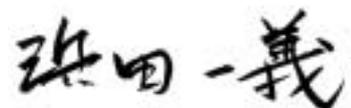
このような状況の中、青少年が地域の一員として自覚をもって、夢や目標に向かって行動できる地域社会を築くため、市政施行後初めての青少年健全育成の基本計画となる「青少年育成プラン」を策定いたしました。

今後、このプランに基づき、市民・関係団体・事業者の皆様と行政が一層連携を深め市全体で青少年の健全育成に取り組み、施策を総合的かつ効果的に推進してまいります。

終わりに、このプラン策定に参画して答申に御尽力いただきました安芸高田市青少年育成プラン策定委員の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただきました市民の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成20年(2008)年10月

安芸高田市市長



目次

第 章 計画の策定にあたって	
1 策定趣旨.....	1
2 安芸高田市青少年育成プランの性格.....	2
第 章 計画の位置づけ	
1 関連計画等の位置づけ.....	3
2 基礎調査.....	7
3 アンケート調査分析.....	18
4 対応方向の検討.....	20
第 章 基本的な考え方	
1 基本理念.....	21
2 基本目標.....	21
第 章 施策の方向、具体的な施策	
1 施策の体系.....	23
2 施策の方向.....	24
目標1 あたたかい家庭、学校、地域に見守られて成長できる.....	24
施策の方向(1) 笑顔のある家庭をつくる.....	24
施策の方向(2) 魅力的な学校をつくる.....	26
施策の方向(3) みんなが子育てに参加する.....	29
施策の方向(4) 家庭・学校・地域の連携を深める.....	32
目標2 地域の一員として、自覚をもって行動できる.....	34
施策の方向(1) 「ふるさと」を愛する心を育てる.....	34
施策の方向(2) 「安芸高田らしい」体験活動やボランティアをする.....	36
施策の方向(3) あんぜん・あんしんを確保する.....	37
施策の方向(4) 社会のルールを守る.....	38
目標3 夢や目標に向かって精一杯努力できる.....	40
施策の方向(1) やりたい仕事をみつける.....	40
施策の方向(2) 社会的に自立する.....	42
施策の方向(3) スポーツや文化に親しむ.....	44
施策の方向(4) 想いを伝える.....	44
第 章 重点施策	
1 重点施策の設定.....	47
2 重点施策の概要.....	49
第 章 計画の推進体制	
1 庁内推進体制.....	53
2 住民参加.....	53
3 関係機関との連携.....	53
資 料	
策定の経過.....	55
安芸高田市青少年育成プラン策定委員会設置要綱.....	56
「安芸高田市青少年育成プラン策定委員会」委員名簿.....	57

第 章

計画の策定にあたって

1 策定趣旨

青少年は次代の担い手であり、社会にとって、大人と共に現在の社会を形成し、さらには、未来への希望を託す貴重な存在です。青少年の健やかな成長は、市民すべての願いであり、また、青少年を健全に育成することは、市民全体の責務でもあります。

しかしながら、全国的に青少年の現状を見ると、多くの青少年は、明るく伸び伸びと成長している一方で、少年犯罪の低年齢化や凶悪化、子どもたちが被害者になる事件の増加、あるいは、いじめ、児童虐待など様々な問題を深刻化させ、新たに大きな問題として若者の社会的自立の遅れを生じさせています。

21世紀の安芸高田市を形成する青少年を健全に育成するには、青少年の実態を踏まえるとともに、青少年の人権尊重及び擁護の観点に立ち、青少年の育成にかかる、市としての基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野にわたる施策を総合的かつ効果的に推進しなければなりません。

「安芸高田市青少年育成プラン」は、「安芸高田市総合計画」の部門別計画として位置づけるものであり、他の個別計画との整合性を図りながら、家庭、学校、地域のあり方や、今後のあるべき施策の方向を示すものとして策定します。

2 安芸高田市青少年育成プランの性格

(1) プランの性格

安芸高田市青少年育成プランは、本市の青少年の育成にかかる基本的な考え方や施策の方向を示すものです。

本プランは、「安芸高田市総合計画」を上位計画とします。また、国や広島県の動向を踏まえるとともに、「男女共同参画プラン」「健康プラン21」など本市の関連計画との整合性を図ります。

本プランでは、家庭、学校、地域の連携を重視するとともに、歴史、文化、自然、スポーツなど地域特有の資源を活用し、「安芸高田らしい」青少年育成のあり方を提案します。



(2) プランの対象

本プランは、本市の青少年（乳幼児期から概ね30歳未満の男女）及び本市の青少年に関わるすべての市民、企業、団体等を対象とします。

(3) プランの期間

本プランの目標年次は、平成29（2017）年とし、計画期間は、平成20（2008）年度を初年度とする平成29（2017）年度までの10年間とします。

第 章

計画の位置づけ

1 関連計画等の位置づけ

本計画は、安芸高田市総合計画を上位計画とし、その他の市の関連計画と連携しながら進めていく計画です。

(1) 安芸高田市総合計画（平成17(2005)年3月策定）

将来像「人 輝く・安芸高田」

田園と山並みの豊かな緑、清流に囲まれた歴史と伝統のある落ち着きを活かしながら、都市的魅力と田園のやすらぎが共生した快適で潤いのある生活空間や「安心」と「ゆとり」を備えた住みやすさ、多様な働く場が確保された「安芸高田」らしさを創造し、ときが心地よく流れ、心ときめく暮らしの中で住民一人ひとりが生き生きと輝き、暮らせる安芸高田市を目指すこととし、住民と行政の協働によるまちづくりを積極的に推進していきます。

青少年に関する施策

(基本構想)

施策の大綱では、「子どもや女性が生き生きと活動する環境づくり」の中で青少年の健全育成について、以下のように記述されています。

「次代を担う青少年が、豊かな人間性や社会性をはぐくみ、創造力と自主性をもったたくましい人間として成長するよう、家庭、学校、地域相互の連携を強化し、地域社会全体で青少年をはぐくむ体制づくりを進めるとともに、青少年の多様な活動の機会と場を提供し、青少年活動の活性化と社会参加を促進します。」

(基本計画)

現況と課題については、家庭や地域社会の教育機能の低下や、社会全般のモラルの低下などが指摘されており、青少年問題の解決に向けては、家庭、学校、地域の連携の重要性が強く指摘されており、社会全体で次代を担う青少年の健全育成が必要と述べられています。

具体的な施策については、以下の項目があげられています。

青少年健全活動の推進

- ・ 総合的な取り組みの推進（「青少年健全育成計画」の策定）
- ・ 広報啓発活動の充実（健全育成、健全な生活習慣を身につけるような啓発）
- ・ 育成体制の充実（子育てや青少年育成に関する相談体制強化・情報提供の充実）
- ・ 青少年育成市民会議などの活動支援（地域社会全体で青少年を支えあう体制の強化）

青少年活動の活性化

- ・ 青少年を対象とした学習機会、行事、イベントの充実、参加拡充
- ・ グループ・サークル活動の推進と活動発表の場の確保
- ・ 地域行事や祭りなどへの積極的な参加促進
- ・ 国内外との交流機会の提供
- ・ 公共施設の利用促進と、青少年施設の整備検討
- ・ 団体や指導者の育成支援、ボランティアの養成支援

社会環境の整備

- ・ 環境浄化活動の推進

(2) 関連計画

健康あきたかた21（平成19(2007)年3月策定）

安芸高田市の健康づくりの指針として、平成19(2007)年度から10年間の具体的な計画を策定したものです。健康づくりの将来像を「みんながいきいき 笑顔で助け合えるまち」としています。

分野別施策では、「食生活」「歯の健康」「運動」「健康診査」「こころの健康」など7分野について、施策や数値目標を示し、ライフステージ別に健康づくりの目標を設定しています。

青少年については、幼年期(0~4歳)、少年期(5~14歳)、青年期(15~24歳)、壮年期(25~44歳)*に分けられています。

ライフステージ別にめざす健康づくり

生活習慣病予防のための7つの項目	食生活	歯の健康	運動	健康診査	こころの健康	たばこ	アルコール
ライフステージ	世代間交流を深めながら、食生活の大切さを伝えていこう!	むし歯、歯周病を予防して、いつまでも自分の歯でおいしく食べよう!	運動習慣を身につけよう!こまめに体を動かそう!	健診を受けよう!健診結果から自己管理ができるようになるよう!	ストレスと上手につき合おう!	禁煙に努めよう!分煙を進めよう!	適切な飲酒を心がけよう!
幼年期(0~4歳)	正しい食習慣の基礎をつくろう!	歯磨きの習慣を身につけよう!	発達に応じた運動を取り入れよう!	健診を受けよう!	生活のリズムを身につけよう!	たばこの誤飲に気をつけよう!家族は禁煙しよう!	アルコールの誤飲に気をつけよう!
少年期(5~14歳)	正しい食習慣を身につけよう!	むし歯を予防しよう!	健康づくり、体力づくりの基礎を身につけよう!	健診を受けて、自分の健康に関心を持とう!	睡眠を十分にとろう!家族や友だちとたくさん話をしよう!	喫煙が体に及ぼす影響を知ろう!	アルコールの体への影響を知ろう!
青年期(15~24歳)	欠食・偏食に気を付けよう!朝食を毎日食べよう!	定期的に歯科健診を受けよう!	自分に合った運動を続けよう!	健診を受けて、自分の健康状態を把握しよう!	自分なりのストレス解消方法をみつけて、ゆとりある生活を心がけよう!		アルコールの体への影響を知ろう!すすめられてもNOといえるようになろう!
壮年期(25~44歳)	バランスの良い食事をとろう!		生活の中で、意識して体を動かそう!	健診を受けて、結果を見て生活習慣を見直そう!		禁煙しよう!	適度な飲酒量を守ろう!

* 壮年期(25~44歳)：青少年プランでは、0歳から29歳までを青少年としており、25~29歳が壮年期に該当する。

安芸高田市男女共同参画プラン（平成18(2006)年3月策定）

「安芸高田市男女共同参画プラン」は女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれることなく、その個性と能力を十分に発揮できる豊かな社会である男女共同参画社会の実現に向けて、実効性のある施策の推進を図ることを目的としています。

「男女平等の意識づくり」「ともに参画する社会づくり」「自立した生き方づくり」「安心して暮らせるまちづくり」を基本目標とし、男女共同参画の実現を目指すための施策を示すとともに、7つの重点事業を設定し、平成19年度から事業実施に取り組んでいます。

青少年育成に係わる項目の主なものとしては、「男女共同参画の視点にたった家庭教育、学校教育、社会教育の推進」、「子育てをしやすい環境の整備」、「若者が定住する環境づくりの推進」などがあります。

(3) 国、広島県の考え方

青少年育成施策大綱（平成15年12月策定）

青少年に係る政府としての基本理念と中長期的な施策の方向性を明確に示し、保健、福祉、教育、労働、非行対策などの幅広い分野に渡る施策を総合的かつ効果的に推進するために定められました。

「社会的自立の支援」「特に困難を抱える青少年の支援」「能動性を重視した青少年観への転換」「率直に語り合える社会風土の醸成」を重点課題としています。

「乳幼児期」「学童期」「思春期」「青年期」の4つの年齢期毎の施策の方向性や推進体制など示しています。

- ・ 青少年：子どもと若者の総称（0歳から概ね30歳未満までの者）
- ・ 大人：青少年期を脱した者
- ・ 子ども：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）と学童期（小学生）の者
- ・ 若者：思春期（中学生から概ね18歳まで）と青年期（概ね18歳から概ね30歳未満まで）の者

「青少年育成施策大綱」は平成20年度内を目途に、新しい大綱を策定する予定となっています。

広島県青少年健全育成条例（昭和54年3月13日策定）

県民、保護者等、学校、職場等の関係者、地域住民の責務について、以下の通り記述されています。

（県民の責務）

第4条 県民は、青少年の健全な育成についての理解と関心を深め、青少年の発意と自主性を尊重し、かつ、青少年との間に心の通いあった援助、指導関係をもって青少年の健全な育成に努めなければならない。

2 県民は、自らの行為を律するとともに、青少年の健全な育成を阻害するおそれのある行為又は環境から青少年を保護するように努めなければならない。

（保護者等の責務）

第5条 保護者(親権者、未成年後見人、児童福祉施設の長、その他青少年を現に監護する者をいう。以下同じ。)は、青少年を健全に育成することが本来の義務であることを強く自覚し、愛情ある環境の中で青少年を監護し、教育しなければならない。

2 家庭を構成する者は、互いに協力し、健全で明るい家庭づくりを進めることによって、青少年の健全な育成に努めなければならない。

（学校、職場等の関係者の責務）

第6条 学校及び職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者は、その職務又は活動を通じ、相互に連携し、自主的かつ積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

（地域住民の責務）

第7条 地域社会を構成する住民は、コミュニティ活動の中で、積極的に青少年の健全な育成に努めなければならない。

青少年の健全育成に関する提言（平成11年7月策定）

広島県青少年問題協議会が、「地域における青少年育成活動の活性化」と「家庭、学校、地域社会の連携」に関する指針を策定しています。

「地域における青少年育成活動の活性化」の方針

- 1) 青少年育成活動への参加促進（広報啓発や環境づくり）
- 2) 青少年育成の活動内容の充実（活動の魅力づくり、地域への愛着、交流活動）
- 3) 推進体制の充実（組織の活性化、指導者の養成）

「家庭、学校、地域社会の連携」の方針

- 1) ネットワークづくりの推進（連携の基礎づくり、連携の推進）
- 2) 青少年育成活動を行うための連携の充実（主要団体との連携、企業の参加など）
- 3) 非行防止を図るための連携の強化（家庭、学校、地域社会の連携強化など）

2 基礎調査

(1) 青少年の人口

青少年人口の現状と推移

国勢調査による過去10年間の青少年人口の推移をみると、減少傾向が続いており、市総人口に占める割合は、平成7年の28.8%から、平成17年には24.6%に減少しています。

青少年人口の現状と推移

	平成7年	平成12年	平成17年
青少年人口(人)	10,301	9,246	8,146
総人口(人)	35,821	34,439	33,096
割合(%)	28.8	26.8	24.6
参考：広島県の青少年人口割合(%)	37.2	34.6	32.5

資料：国勢調査

青少年人口の動態

(出生数、出生率)

平成9年から平成17年までの出生数をみると、年間250人前後で推移しています。出生率については、平成16年の出生率は7.0‰*であり、広島県の9.0‰と比べ、やや低くなっています。



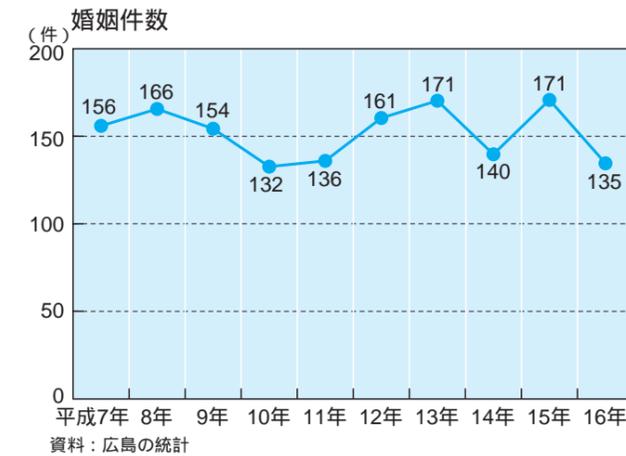
資料：「広島県人口移動統計調査報告」前年10月1日～当年9月30日まで

	安芸高田市	広島県
平成14年	6.8	9.3
平成15年	6.5	9.2
平成16年	7.0	9.0

資料：広島県の統計

(婚姻件数、平均初婚年齢など)

安芸高田市の婚姻件数は、年間150件前後で推移しています。平成14年から平成16年の安芸高田市の婚姻率は4.0‰前後となっており、広島県に比べ、低くなっています。また、過去10年間の広島県の平均初婚年齢をみると、男女とも、平均初婚年齢が上昇し、晩婚化の傾向がうかがえます。



資料：広島県の統計

	安芸高田市	広島県
平成14年	4.5	5.8
平成15年	4.9	5.8
平成16年	3.9	5.5

資料：広島県の統計

平均初婚年齢(広島県) (歳)

	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
男性	28.1	28.2	28.3	28.5	28.6	28.9	29.1	29.3	29.5
女性	26.3	26.5	26.7	26.8	27.1	27.3	27.5	27.6	27.8

資料：人口動態統計

*‰：千分率のこと。記号はパーミルと読む。7.0‰=1000分の7=0.007=0.7%である。

(2) 青少年の健康と安全

青少年の健康

(健康診査などの状況)

乳幼児や妊婦を対象とした健康診査や健康教室を開催しています。

乳幼児健康教室

	開催回数(回)	延参加人数(人)
平成17年度	98	2,019
平成18年度	34	591

資料：安芸高田市

母子健康手帳交付

	交付数
平成16年度	226
平成17年度	231
平成18年度	197

資料：安芸高田市

集団健康診査の受診状況

	乳児健康診査			1歳6か月児健康診査		
	対象者数	受診実人数	受診率(%)	対象者数	受診実人数	受診率(%)
平成16年度	448	407	90.8	252	214	84.9
平成17年度	297	258	86.9	268	225	84.0
平成18年度	228	161	70.6	230	177	77.0

資料：安芸高田市

	2歳児健康診査			3歳児健康診査		
	対象者数	受診実人数	受診率(%)	対象者数	受診実人数	受診率(%)
平成16年度	230	208	90.4	251	195	77.6
平成17年度	254	219	86.2	268	220	82.1
平成18年度	-	-	-	253	203	80.2

個別健康診査の受診状況

	受診延人数				
	妊婦健康診査			乳児一般健康診査	乳幼児精密検査
	妊婦健康診査	HBs抗原検査	超音波検査		
平成16年度	301	214	16	395	-
平成17年度	444	221	22	435	6
平成18年度	394	199	23	413	11

資料：安芸高田市

母子健康手帳交付時に受診券を交付し、医療機関委託により個別健康診査を実施。
超音波検査は出産予定日において35歳以上の者に交付。

訪問指導の状況

	延人数						
	妊婦	産婦	新生児	低出生体重児	乳児	幼児	その他
平成16年度	26	187	49	3	207	153	12
平成17年度	9	134	149	8	76	105	39
平成18年度	4	202	185	6	56	80	21

資料：安芸高田市

(食生活、ストレスなど)

食生活に関するアンケートをみると、小学生、中学生では、朝食を毎朝食べる割合が9割以上と高くなっていますが、20～24歳では、毎朝食べる割合が5～9割と低くなっています。20歳以上の青少年については、食生活の乱れが懸念されます。

ストレスについては、アンケート調査では、特に若い女性(20～24歳)がストレスを感じる割合が高くなっています。

「健康あきたかた21」より(食生活)

調査名	主な結果
「基礎・基本」定着状況調査 (広島県教育委員会 平成17年)	朝食を毎朝食べている 小学生(5年生) … 95.8% 中学生(2年生) … 94.5%
健康づくりについての 市民アンケート (安芸高田市 平成17年)	朝食を毎朝食べている 全体 … 90.0% 男性20～24歳 … 50.0% 女性20～24歳 … 69.2%
	毎日緑黄色野菜を食べている人 全体 … 68.0% 女性20～24歳 … 34.6%
	バランス良く食べるように、 かなり意識して食べている人 全体 … 47.0% 男性20～24歳 … 21.9% 女性20～24歳 … 20.0%

「健康あきたかた21」より(ストレス)

調査名	主な結果
健康づくりについての 市民アンケート (安芸高田市 平成17年)	1か月で不満や悩み、 苦労、ストレスなどがあった人 女性20～24歳 … 84.6% (全体では64.6%)

青少年の安全

(不審者情報など)

広島県教育委員会調べによる芸北教育事務所管内の不審者情報件数をみると、平成16年度は1件のみであったが、平成17年度以降は増加しています。

芸北教育事務所管内の児童生徒に関わる不審者情報件数の内訳

	小学校	中学校	高等学校	その他	合計	参考：広島県合計
平成16年度	0	0	0	1	1	360
平成17年度	11	3	0	0	14	907
平成18年度	12	2	0	1	15	922
平成19年度	7	4	0	3	14	715

資料：広島県ホームページ

(3) 青少年の教育

学校教育

(学校数、学級数、在学者数)

平成20年度の小学校は13校、児童数は1,532人となっています。中学校は6校、生徒数は820人となっています。

学校数、学級数、児童・生徒数(平成20年度)

	小学校	中学校	高等学校
学校数	13	6	3
学級数(総数)	103	35	21
児童・生徒数(人)	1,532	820	613

資料：安芸高田市教育委員会

(通学の状況)

国勢調査により、平成17年の通学の状況を見ると、15歳以上の通学者では、市内が684人、他市町が585人となっており、約4割が他市町に通学しています。

安芸高田市通学の状況(平成17年)

	市内	他市町	内 訳				
			広島市	三次市	北広島町	東広島市	その他
15歳以上通学者	684	585	397	86	61	14	27
15歳未満通学者を含む通学者	3,000	629	410	87	87	17	28

資料：国勢調査

(義務教育の取り組み)

小学校、中学校では、各学校において、「ことばの教育」、「ふるさと学習」など、地域の歴史、伝統、環境や学校の個性を活かした取り組みを行っています。

(長期欠席者の状況など)

過去10年間の長期欠席者数を見ると、小学校では平成16年度が36人で最も多く、平成19年度は21人となっています。中学校では、小学校に比べ長期欠席者数が多く、年度によりばらつきがありますが、概ね30人から60人で推移しています。

長期欠席者数の推移

		平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度
小学校	安 芸 高 田 市	27	6	19	19	27	19	36	16	13	21
	参考：広島県合計	1,819	1,608	1,701	1,589	1,728	1,549	1,487	1,384	1,395	1,418
中学校	安 芸 高 田 市	40	61	56	53	47	36	38	24	30	51
	参考：広島県合計	2,942	3,026	3,380	3,315	3,338	3,285	3,160	2,990	2,929	3,110

資料：学校基本調査

家庭教育

(子育て相談)

子育て相談については、電話相談や、児童福祉士等の専門家による定期巡回相談などを行っています。

家庭児童相談事業

	養護相談	非行相談	育成相談	その他	計
平成17年度	14	1	19	2	36
平成18年度	22	1	22	10	55

資料：安芸高田市

(子育て支援)

安芸高田市ファミリー・サポート・センターは育児や介護の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、育児支援などを行っています。

ファミリーサポート事業

	依頼会員	提供会員	計
平成17年度	24	28	52
平成18年度	40	43	83

資料：安芸高田市

生涯学習その他

(国際交流事業)

安芸高田市では、複数の団体が国際交流事業に取り組み、中学生の海外派遣及び受け入れや、青少年らの民泊交流などの活動を行っています。

(青少年教育事業)

平成16年から平成18年度にかけて「地域子ども教室(広島県委託事業)」が開催され、スポーツ、伝統文化、音楽、体験活動など17教室が開催されました。これらのほとんどの活動は、平成19年度以降も、団体活動や教育委員会主催事業として継続されています。

地域子ども教室の実施状況(平成16年度～平成18年度)

番号	名称	地域	種別	地域子ども教室の取り組み			
				平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度の計画
1	吉田町子どもスポーツ教室	吉田	スポーツ	年間1900回 20人/回参加			団体活動として継続
2	土曜子ども教室	吉田	文化・体験活動	年間24回 20人/回参加	年間108回 10人/回参加	年間71回 12人/回参加	教委主催事業として継続
3	吉田町子どもふるさと探検隊	吉田	体験活動	年間24回 50人/回参加	年間25回 30人/回参加	年間27回 18人/回参加	教委主催事業として継続
4	エナピーハウス(少年自然の家)	吉田	体験活動		年間130回 16人/回参加		施設事業として継続
5	吉田子ども神楽教室	吉田	伝統文化			年間39回 11人/回参加	団体活動として継続
6	八千代子どもクラブ	八千代	創作活動・スポーツ	-	年間22回 10人/回参加	年間22回 10人/回参加	教委主催事業として継続
7	みどりの森の絵本館	美土里	読書活動		年間21回 166人/回参加	年間44回 30人/回参加	団体活動として継続
8	原田子ども神楽教室	高宮	伝統文化	年間32回 20人/回参加	年間28回 17人/回参加	年間56回 15人/回参加	団体活動として継続
9	来女木子ども神楽教室	高宮	伝統文化	年間32回 9人/回参加	年間24回 12人/回参加	年間56回 13人/回参加	団体活動として継続
10	川根子ども神楽教室	高宮	伝統文化	年間32回 13人/回参加	年間24回 12人/回参加	年間56回 8人/回参加	団体活動として継続
11	羽佐竹子ども神楽教室	高宮	伝統文化	年間32回 15人/回参加	年間28回 10人/回参加	年間56回 9人/回参加	団体活動として継続
12	わくわく土曜日～遊びとスポーツ	高宮	スポーツ	年間12回 5人/回参加			事業廃止
13	高宮少年少女合唱教室	高宮	音楽			年間36回 15人/回参加	団体活動として継続
14	ブラスバンド教室	甲田	音楽		年間45回 5人/回参加	年間50回 7人/回参加	教委主催事業として継続
15	小学生ハンドボール教室	甲田	スポーツ		年間104回 40人/回参加	年間123回 30人/回参加	団体活動として継続
16	中学生ハンドボール教室	甲田	スポーツ		年間90回 27人/回参加	年間96回 22人/回参加	団体活動として継続
17	夏休みチャレンジ子ども教室 (向原公民館地域子ども教室)	向原	文化・体験活動	-	年間12回 4人/回参加	(スポーツに含まれる)	教委主催事業として継続
			スポーツ(ハンドボール)	-	-	年間27回 10人/回参加	団体活動として継続

資料：地域子ども教室推進事業報告書(平成16年度～平成18年度)
「地域子ども教室」(教委主催又は団体との共催)
団体の主体的な活動

(その他)

小学生を対象とした「消防24時間体験学習(プチファイヤーマン)」や、中学生、高校生を対象とした「ぶちボランティアスクール」などの事業が開催されています。

公共施設の利用状況をみると、スポーツ施設では、吉田運動公園は年間利用者が約7万人(平成18年度)、吉田サッカー公園は年間約5万人(平成18年度)と多くなっています。文化施設では、高宮田園バラッツオが、年間約27,000人で最も多くなっています。

(4) 青少年の労働

青少年の労働(就業者数)

国勢調査によれば、平成17年の安芸高田市の青少年(15～29歳)就業者数は2,305人であり、市の全体就業者数17,232人の約13%を占めています。業種をみると、青少年は全体と比較し、製造業、小売業の割合が高くなっています。また、農業については、全体では、18.6%と製造業に次ぐ割合であるが、青少年では1.1%と少なくなっています。

15歳以上就業者数(総数及び雇用者)平成17年)

	総数	(%)	うち青少年				15～29歳 (%)
			15～19歳	20～24歳	25～29歳	15～29歳	
総数	17,232		209	917	1,179	2,305	
A 農業	3,205	18.6	2	10	14	26	1.1
B 林業	41	0.2	1	1	5	7	0.3
C 漁業	6	0.0	-	-	1	1	0.0
D 鉱業	17	0.1	-	-	1	1	0.0
E 建設業	1,373	8.0	12	72	113	197	8.5
F 製造業	3,532	20.5	51	276	307	634	27.5
G 電気・ガス・熱供給・水道業	48	0.3	-	-	2	2	0.1
H 情報通信業	48	0.3	-	4	4	8	0.3
I 運輸業	685	4.0	3	18	32	53	2.3
J 卸売・小売業	2,246	13.0	79	170	170	419	18.2
K 金融・保険業	138	0.8	-	7	8	15	0.7
L 不動産業	57	0.3	-	2	2	4	0.2
M 飲食店・宿泊業	422	2.4	26	35	29	90	3.9
N 医療・福祉	1,819	10.6	5	148	213	366	15.9
O 教育・学習支援業	529	3.1	-	24	27	51	2.2
P 複合サービス業	432	2.5	2	22	45	69	3.0
Q サービス業(他に分類されないもの)	2,014	11.7	27	112	154	293	12.7
R 公務(他に分類されないもの)	556	3.2	-	8	48	56	2.4
S 分類不能の産業	64	0.4	1	8	4	13	0.6

資料：国勢調査

就職状況、就業支援など

高等学校卒業後の状況をみると、進学者が約3割、専修学校進学者等が約4割、就職者が約3割となっています。広島県に比べ、専修学校進学者や就職者の割合が高くなっています。

安芸高田市では、市内での就業を支援するため、就農塾、創業塾などを開催しています。また、産業の振興と雇用の拡大を図るため、平成19年に企業立地誘致制度を創設しています。

高等学校卒業後の状況(安芸高田市)

	卒業者数 (A)	進学者 (B)	B/A × 100%	専修学校 進学者等 (C)	C/A × 100%	就職者 (D)	D/A × 100%
平成17年	215	59	27.4	90	41.9	51	23.7
平成18年	211	61	28.9	81	38.4	60	28.4
平成19年	199	66	33.2	74	37.2	55	27.6

資料：学校基本調査

参考：高等学校卒業後の状況(広島県)

	卒業者数 (A)	進学者 (B)	B/A × 100%	専修学校 進学者等 (C)	C/A × 100%	就職者 (D)	D/A × 100%
平成17年	28,322	15,181	53.6	7,482	26.4	4,537	16.0
平成18年	27,312	15,068	55.2	6,872	25.2	4,478	16.4
平成19年	26,814	15,521	57.9	6,150	22.9	3,918	14.6

資料：学校基本調査

就業支援事業など

実施主体	事業名	活動の内容、参加者等
広島北部農業協同組合 安芸高田市	就農塾の開設 (平成20年度)	野菜づくりの基礎的学習の講座 (基礎コース、実践コース、55名受講)
産業活動支援センター	創業塾(平成18年度)	受講者延べ85名、講座7回
	経営革新塾(平成18年度)	受講者延べ90名、講座6回
	新規採用予定者研修(平成18年度)	受講者17名

資料：安芸高田市

就業支援事業は、参加対象を青少年に限定したものではない。

企業立地誘致制度(平成19年4月1日創設)

制度の要件	対象工場等：物品の製造施設・流通施設・試験研究施設・観光施設等 対象要件：工場等の創業開始の日までに要した投下固定資産総額が5,000万円以上で 新規雇用常用労働者数が3人以上
補助内容	企業立地奨励金(固定資産税相当額3年間) 新規雇用奨励金(新規雇用常用労働者数×12万円) 施設設備奨励金(設備投資額×5%) 土地取得奨励金(土地の取得が9,000㎡を超えた場合で土地取得代金×5%) いずれも限度額あり

資料：安芸高田市

(5) 青少年育成支援

地域活動による青少年育成支援

安芸高田市内の各地域振興会では、子どもを対象とした体験活動や、青少年を含む多世代で行う清掃活動などの事業を実施しています。子どもたちの登下校の見守りや防犯マップの作成を行う振興会もあります。

青少年育成安芸高田市民会議及びブロック支部では、青少年の育成を支援するため、講演活動、青少年の発表会、啓発活動などさまざまな活動を行っています。

青少年に関わる事業等(平成18年度)

吉田地区振興会	子ども歌舞伎の支援
丹比地区振興会	マリーゴールド植栽、資源ごみ回収、夏祭りお楽しみ会
可愛地区振興会	「地域安全安心ステーション」モデル事業による夏休み夜間パトロール等の実施 書初め大会の支援
郷野地区振興会	郷野小学校・入江保育園卒業記念品 早起き登山の会(星ガ城：参加者60人中子ども18人) 郷野地区民運動会(郷野小学校と合同) 郷野小学校環境整備 子どもの安全パトロール(協力者：78人) 郷野土曜子ども会支援 少年野球、少女バレー支援
土師・勝田地域振興会	アジア青年の船協力
佐々井地域振興会	資源ごみ回収
下根地域振興会	三世代ふれあいの集い
上根・向山地域振興会	地域安全マップ作成のための通学路点検 上根・向山の宝物探検(子どもを対象、平成19年度事業)
横田振興会	地域安全パトロール 小中合同クリーン作戦への参加 夏休みラジオ体操の実施 停留所近くで見守り声かけ活動
本郷地域づくり協議会	わかものによる「本郷の時間(いろいろな「まなびの教室」開催) 夏祭り(協議会青年有志)
北振興会	安心安全パトロール隊
生桑振興会	小中合同クリーン作戦への参加
川根振興協議会	エコミュージアム川根の運営
下佐振興会	高宮高校生とパソコン教室 高宮文化祭
志部府親交会	森の家族の一日
上佐一心会	さんばい祭り・大仙祭り
船木振興会	みのり祭り・中之山八幡祭り
房後連絡協議会	秋祭りの神楽上演 健康づくり「朝のつどい」
来原地区コミュニティ・ づくり連絡協議会	くるはら児童サロンの開催 児童の下校見守り・朝の声かけ活動(青少年育成部)
羽佐竹振興協議会	下校時の見守り実施 子どもの日の行事 親善軟式野球大会、親善ソフトボール大会等
小原地域振興会	学童安全パトロール 保育所周辺草刈 スクールガード講習会実施
小田東地域振興会	子ども安全推進大会 進学路看板づくり・看板設置
甲立地域振興会	「甲田町児童防犯大会」参加 「地域の先輩と子どもたちのふれあい・感謝の集い」
保垣地区振興会	自然環境保全体験学習と地域交流
有留自治振興会	地域づくりプランの作成
長田上地域振興会	通学路草刈り・缶拾い
長田下地域自治振興会	まちづくり研修会
向井原地域振興会	青色パトロール(児童生徒の登下校時に巡回)
坂下地域振興会	防災調査、防災マップの作成(19年度)
坂中地域振興会	ふれあい広場整備 久志城跡登山道整備
坂上地域振興会	育成会による見守り
戸島地域振興会	安全安心な地域づくり標語募集 スポーツ大会

資料：安芸高田市

青少年育成安芸高田市民会議の事業活動（平成18年度、平成19年度）

	事業名	場所	青少年の育成に関わる事業等
平成18年度	平成18年度総会	甲田若者定住センター「ミューズ」研修室	講演「青少年非行の現状と課題について」
	青少年育成広島県民会議第18回総会出席	エソール広島(広島市)	発表「あいさつ声かけソング」 合唱 コーロ・ヴェルデ
	スクールガード(見守り活動)講習会出席	甲田若者定住センター「ミューズ」研修室	講話「子どもの犯罪被害を防止するために」 実践報告「子どもの安全を守る活動等の取り組み」 ①甲田町小原地区の取り組み ②吉田町可愛地区の取り組み 講義「学校外巡視のポイント」 「不審者対応の実際」 フィールドワーク「見守り活動の実際」
	平成18年度青少年育成県民運動推進大会出席 ～県民会議40周年記念大会～	アステールプラザ大ホール(広島市)	講演「日本が子どもたちに教えなかったこと」 市民会議活動発表 「夢配達人プロジェクト世界最大の紙ヒコキづくり」 青少年活動発表
	人権教育映画上映会の開催(後援)	J A 広島北部会館	映画上映会「子ぎつねヘレン」
	青少年市町民会議会長会議	鯉城会館(広島市)	市町民会議の活動発表(調査研究発表) 市町民会議と県民会議の連携について(意見交換)
平成19年度	安芸高田市民会議青少年育成広島県民会議芸北地方事務局合同指導者研修会	八千代町フォルテホール	講演「大人が変われば子どもが変わる」
	平成19年度総会青少年育成指導者研修会	たかみや田園パワッソ大交流室	講演「青少年とコミュニティ～地域力で子どもは変わる～」
	青少年育成広島県民会議第19回総会出席	エソール広島(広島市)	講演「子どもたちの生きる力をどう育てるか」
	第40回広島県子ども会連合会健全育成大会(後援)	美土里生涯学習センター「まなび」	講演「子どもの活力を引き出す体験活動」 パネルディスカッション テーマ「子どもの活力を引き出す体験活動」 講演「未成年の喫煙防止とその現状について 地域の防犯対策とその取り組み」
未成年者喫煙防止推進協議会出席(三次たばこ販売協同組合主催)	甲田若者定住センター「ミューズ」	実践報告「たばこ業界における未成年者喫煙防止活動」	

資料：安芸高田市

若者定住住宅など

安芸高田市では、若者定住の促進や子育て世帯の居住安定のため、計画的に若者定住住宅や市営住宅の建設を進めています。

また、安芸高田市では、安芸高田市の定住を希望する人が利用できる「空き家情報バンク」を整備し、ホームページなどで情報提供を行っています。

若者定住住宅の入居状況

住宅名	戸数	人数	備考
川根若者定住住宅(田草住宅)	6	31	
川根若者定住住宅(行部住宅)	10	42	
来原若者定住住宅(来原住宅)	4	17	
来女木若者定住住宅(来女木住宅)	2	8	
虹のマンション	8	10	
田草住宅	4	14	平成20年度3戸建設予定
合計	34	122	

資料：安芸高田市

市営住宅の建設

住宅名	戸数	人数	備考
市営堂ノ口住宅(平成18年度)	計4戸	-	子育て世代、若者居住用

資料：安芸高田市

3 アンケート調査分析

(1) アンケート調査の概要

青少年の実態や、健全育成のための問題点、課題、必要な施策等を明らかにするため、青少年を対象としたアンケートを実施しました。

(調査期間)

調査対象	調査期間
小学校 中学校 高校	平成19年9月18日～9月30日
一般	平成19年9月14日～10月19日 回答依頼書を10月9日に発送

(調査対象・対象数・回収数・回収率)

調査対象	配布数(人)	回収数(人)	回収率(%)
小学校 6年生	271	257	94.8
中学校 3年生	285	268	94.0
高校 3年生	202	190	94.1
児童・生徒合計	758	715	94.3
一般	1,800	640	35.6
合計実施数	2,500	1,355	-

(調査項目)

調査対象	主な調査項目
小学校	・家庭について ・学校について
中学校	・地域について ・規範意識や仕事について
高校	・将来の生き方
一般	・家庭について ・地域について ・仕事について

(2) 小学生・中学生・高校生の結果

家庭生活については、小学生、中学生、高校生とも、楽しいと感じている人が多く、7～9割を占めていますが、家庭での基本的な生活習慣についてみると、全般的に、就寝時刻が遅く、特に、中学生、高校生になるにつれ、遅くなる傾向が見られます。

放課後や休日の過ごし方については、「自宅」や「友達の家」など、屋内で過ごす人が多く、公共施設などがあまり活用されていない状況がうかがえます。

学校生活については、先生や友人とのコミュニケーションは概ね良好といえますが、勉強については、中学生、高校生では、理解が難しくなる傾向があり、受験や進路などについても不安を感じる人が多くなっています。

地域への愛着は、全体的に高く、小学生、中学生では、祭りやスポーツ活動への参加が多くなっています。地域の安全面では、街灯、歩道などの基盤整備の充実とともに、あいさつや声かけなどコミュニケーションの充実が求められています。

規範意識については、小学生では高く、中学生、高校生になると低くなる傾向が見られます。中学生、高校生は小学生に比べ、携帯電話の所有やインターネットの利用が多く、それが、規範意識や生活習慣の形成などに影響していることも考えられます。

将来の生き方については、「一生懸命働く」「家族や友人を大切にする」など、堅実な考え方をする人が多く、高校生の約3割は市内で働きたいと考えています。

(3) 一般(18～29歳)の結果

一般青少年は、未婚者が約7割で、父親、母親と暮らす人が多くなっています。

携帯電話の所有や、インターネット利用が多い一方で、読書冊数は少なくなっています。

休日の過ごし方は、「買い物に行く」「友人に会う」などが多くなっています。休日を過ごす場所は「自宅」が最も多く、次いで「広島市」となっています。地域の利便性や遊ぶ所の少なさを問題と感じている人が多く、休日は、買い物や娯楽目的で、市外へ出かける人が多くなっていると考えられます。

仕事については、現在働いていない人の4分の3は働く意欲を示しており、多くは市内での就業を望んでいます。働く人を増やすための施策として、行政には、買い物や公共交通の利便性を向上させることが望まれています。

現状では、地域活動への参加や関心は、決して高くありませんが、約8割が住んでいる地域が好きと答えています。また、結婚や子育てを前向きに捉えていることや、家族や友人を大切にする生き方を志向する姿勢は評価できる点です。

4 対応方向の検討

青少年一人ひとりの基本的な生活習慣の確立を図る

「朝食をとる」「早寝早起き」「あいさつ」など、基本的な生活習慣を身につけていくことは、青少年の人生の基礎・基盤を形づくることであり、とても重要です。

社会経済、ライフスタイル、価値観などが変化する中でも、たくましく生き抜く強さを持てるよう、基本的な生活習慣の確立をさまざまな形で支援していくことが必要と考えます。

特に「食べること」については、基本的な生活習慣の一つであるとともに、環境・エネルギーや食料問題の視点からも重要となっていることから、「地産地消」などとあわせ、青少年の食生活を考える必要があると考えます。

考える力、正しい判断ができる力を身につけさせる

情報化の進展は、生活の利便性や、コミュニケーションの多様化などのメリットをもたらす反面、最近では、携帯電話やインターネットなどの情報メディアが青少年育成に悪影響を及ぼすことが、全国的にも懸念されています。したがって、情報が氾濫する社会で生きていく青少年が、与えられた情報を鵜呑みにするのではなく、その情報をしっかりと自分自身で考え、正しい行動を取れるような支援が必要と考えます。情報社会のメリットを享受しながらも、青少年が、携帯電話やインターネットに依存せず、家族や地域、人と人との直接の係わりから、規範意識の醸成やコミュニケーション能力の向上を図っていけるような環境づくりが必要と考えます。

青少年の夢や希望の実現を支える

安芸高田市は、自然、歴史資源に恵まれ、地域独自の芸能文化が残っています。また、プロスポーツチームの練習拠点、本拠地や、芸術家の拠点施設を有することなどから、青少年が、さまざまな体験活動を行うことで、自身の可能性を広げていくことが望まれます。

青少年の多くは、地域への愛着を感じていますが、青年期の青少年は、地域活動やまちづくり活動にあまり積極的ではなく、地域との係わりが希薄になっています。

安芸高田市で、将来の目標や自己実現が達成できるよう、青少年育成市民会議や地域振興組織などの協力を得ながら、青少年の自発的な活動や自立を支援することや、居場所づくりなどにより、地域と青少年の接点を増やし、青少年の活力をもっと引き出ししていくことが必要と考えます。

1 基本理念

夢と志をいただき、元気にすすむ「あきたかた」の青少年

青少年を取り巻く社会環境は、少子高齢化、高度情報化の進行、消費社会化の浸透などにより大きく変化しています。

安芸高田市は、住民一人ひとりが、いきいきと輝き、暮らせる「人 輝く・安芸高田」を将来像とし、まちづくりを進めています。

安芸高田市の次代を担う青少年が、夢と希望、志を持ち、心豊かに伸びやかに成長することは、市民全ての願いです。安芸高田市にとって「青少年」は、地域の宝であり、未来を託す人材です。「青少年育成」は「安芸高田市の未来づくり」であるといえます。

安芸高田市では、地域のまちづくりが盛んであり、家庭、学校、地域社会が一体となって「青少年育成」に取り組んでいくことにより、たくさんの人とのかかわりと体験の積み重ねから、たくましく生きる力や、地域への愛着、他人への思いやりの心を持つ人間性豊かな青少年が育っていきと考えます。

2 基本目標

あたたかい家庭、学校、地域に見守られて成長できる

青少年にとって、家庭は、最も安心できる居場所であるとともに、基本的な生活習慣を身につけていく場所であることから、保護者が愛情と責任を持って、子育てを行える家庭環境をつくります。

学校は、青少年の学習の基盤づくりを行う重要な役割を担うとともに、「将来の安芸高田市の人材を育てる」という視点から、今後、予想される社会変化にも対応できる、たくましい子どもたちの育成が求められています。

地域では、地域振興会や子ども会、青少年育成市民会議など、青少年の健全育成を支援する団体が活動しています。家庭の教育力の向上を図るため、地域は、子育てや青少年育成に今まで以上に積極的に関わり、家庭や学校を支援していく必要があります。

地域の一員として、自覚をもって行動できる

安芸高田市は、市民協働の地域づくりを進めており、各地域において、青少年が積極的に参加していけるような機運を醸成していく必要があります。

安芸高田市に住む青少年に、「ふるさとを愛する心」が育つよう、地域の文化、歴史、自然への理解を深める活動やボランティア活動を充実します。ハンドボールやサッカーなど

の地域の特性を活かしたスポーツの活性化を図ります。

青少年の安全を守るため、地域で取り組んでいる登下校の見守り活動等を今後も充実するとともに、家庭、学校と協力し、地域において危険な場所を確認するなど、地域住民と青少年自身の安全意識をさらに高めていく必要があります。

規範意識については、中高生から青年期にかけての、モラルの低下に歯止めをかけるため、家庭、学校、地域が協力し、環境浄化に取り組みます。

夢や目標に向かって精一杯努力できる

青少年が、将来の夢や目標、可能性を見つけることができるよう、学校、地域、企業が連携し、体験的な活動を通して、青少年の個性や創造力を伸ばしていきます。

青年期の青少年などの自立及び、地域への定住を促進するため、居住、健康、就業、余暇など青少年に魅力あるまちづくりを進めます。

青少年が、情報・消費社会に流されることなく、多様なメディアから、正しい情報を選択し、適切な判断や行動を取り、自己実現に向かっていけるよう、情報や経済に関する知識を学ぶ機会を作ります。

青少年の多様な活動を推進するため、学習機会や行事、イベントなどの情報提供を充実し、生涯学習施設の利用を促進します。また、青少年の活動や考えを発表できる機会、場を創出します。

第 章

施策の方向、具体的な施策

1 施策の体系



2 施策の方向

目標1 あたたかい家庭、学校、地域に見守られて成長できる

施策の方向(1) 笑顔のある家庭をつくる

【現状と課題】

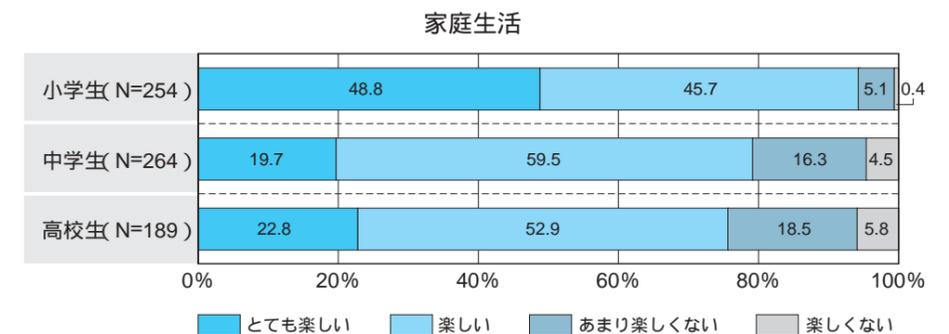
家庭は、子どもが成長していくための、基本的な生活の場であり、子どもたちは、それぞれの家庭において、基本的な生活習慣、社会性、規範意識などを身につけていく必要があります。

近年は、核家族化、都市化の進展などにより、家庭の教育力の低下が問題になっています。本市の学生へのアンケート調査では、「家庭生活が楽しい」「家族との会話が多い」と答えた人が多く、家族のコミュニケーションは良好であると思われます。

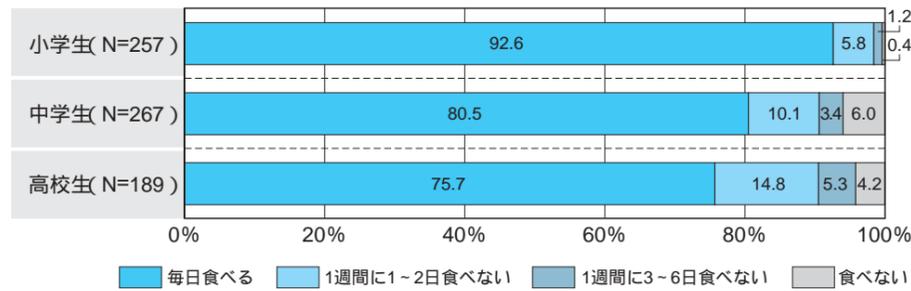
青少年の食事の状況についてみると、朝食については、ほとんどの小学生は毎日食べていますが、中学生、高校生になるにつれ、「毎日食べる」の割合が低下しています。また、夕食についても、小学生は家族と一緒に食事をしていますが、中学生、高校生になると、「一緒に食べる人はいない」の割合が増え、「孤食」の傾向が見られます。さらに、「夕食と一緒に食べる人」をみると、小学生や中学生では、「母親」「兄弟」の回答が多い一方で、「父親」の割合はやや低くなっています。

就寝時刻についてみると、小・中・高校生ともに就寝時刻は遅く、特に中学生、高校生で夜更かしの傾向が見られます。中学生、高校生の夜更かしは睡眠不足や朝食の欠食などに影響があると考えられます。

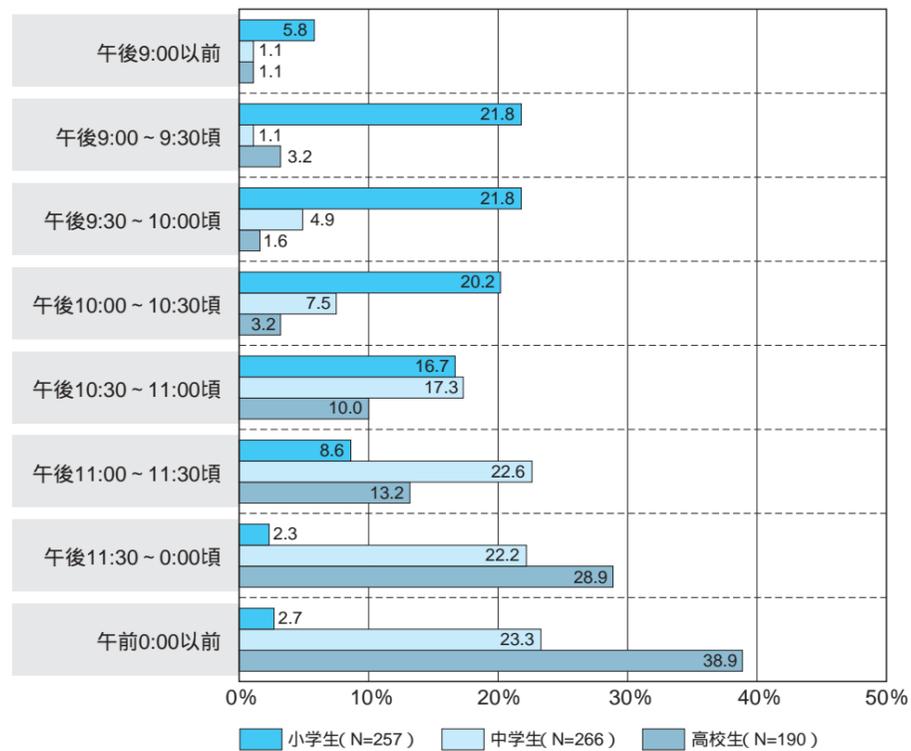
子育て家庭では、早寝、早起き、朝ごはんを食べるなどの基本的な生活習慣や、善悪の判断、思いやりの心などを身につけさせるなど、親の果たす役割は非常に大きいものです。幼年期の子を持つ家庭では、子どもを中心としたライフスタイルが保たれていると考えられますが、小学生、中高生の子を持つ家庭においては、子どもの将来の健康のため、正しい生活習慣が身に付くよう、食事、就寝時間、テレビやゲームの時間、家族の会話など、家庭のライフスタイルを見直してみる必要があります。



朝食の有無



平日の就寝時間



【施策】

親の役割に関する意識啓発

親は、子育ての責任を自覚し、基本的な生活態度や規範意識などを子どもに伝えていく責任を負っていることを認識する必要があります。したがって、家庭でのしつけのあり方や親の役割などについて見直すことができるよう、子育てに係わる正しい知識の普及、広報啓発活動の充実に努めます。

家庭の教育機能の強化

母親、父親など家族全員が協力して、子育てを行うことの重要性や、子どもにも、年齢に応じた手伝いをさせるなど、家族が協力して家庭を築くことの大切さを伝えるため、家庭教育に関する講座・講演を開催します。

家庭における心身の健康づくり

「食習慣」や「生活習慣」は子どもの成長に大きく影響することから、家庭における食育の役割を認識できるよう、広報啓発活動を行います。特に、中学生・高校生やその保護者に対しては、学校等と協力し、食育や生活習慣の指導、啓発等を充実します。

生活時間については、子どもの成長段階にあわせ、親が正しいリズムを作っていくことが重要であり、家庭における適切なメディアの活用等についての啓発活動を充実します。

家庭でのあいさつや会話を増やすキャンペーンの開催や、自然に親しむ活動などの支援により、心の健康づくりに努めます。

施策の方向（2）魅力的な学校をつくる

【現状と課題】

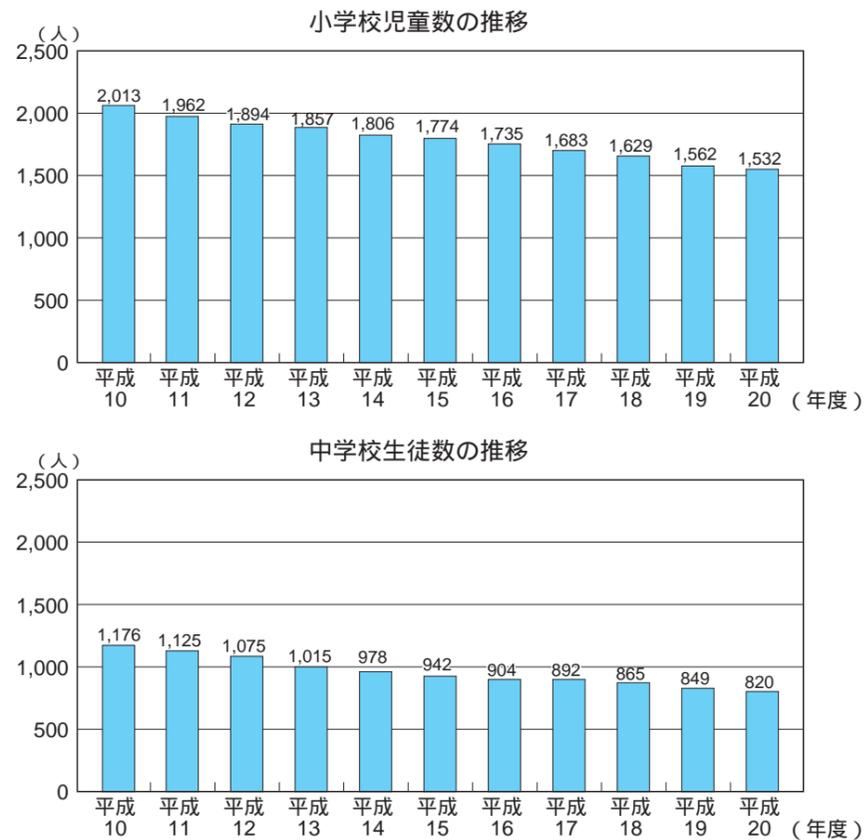
保育所は15か所、幼稚園が2園設置されています。学校教育施設は、平成20(2008)年5月1日現在、小学校は13校、児童数は1,532人、中学校は6校、生徒数は820人となっています。児童・生徒数は過疎化、少子化の影響によって年々減少しています。

学校教育においては、基礎学力の向上を図るとともに、国際化、情報化、科学技術の進展など社会の急激な変化に対応していくため、総合的な学習や郷土学習など、地域の特性を踏まえた特色ある教育の展開を進めていくことが重要です。

本市では、小・中学校が連携したキャリア教育*などの取り組みを行っており、児童・生徒一人ひとりの個性や能力を見出し、可能性を伸ばしていくことが求められます。また、小・中学校では、平成16年度から通学区域の弾力化制度を導入しており、各学校の個性化を進めています。

高等学校は、公立3校があります。生徒の進路希望の期待に応えられる教育の推進を図るため、中高連携の推進などに向けた取り組みが必要です。

*キャリア教育：児童・生徒一人ひとりに、望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身に付けさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育のこと。



【施策】

幼児教育の充実

就学前の保育、教育を一体的に行う「幼保一元化」「認定子ども園」を検討するとともに、小学校との連携をさらに推し進めます。

「子育て支援センター」を核として、子育ての相談指導・情報収集をサポートし、次世代を担う子どもたちの環境の整備、子育て支援を推進します。

義務教育の充実

ア 特色ある教育の推進

児童・生徒一人ひとりの個性を生かし、心豊かにたくましく健全に育成していくため、「学力の向上と人間性をはぐくむ学校教育」を推進します。

自ら学び、自ら考える児童・生徒を育成し、確かな学力を身につけさせていくため、指導内容や指導方法の工夫・改善に努めます。

地域の特性を活かした総合学習の推進や体験学習など各学校の創意工夫による教育を推進します。

生活習慣病の予防など健康教育や事故防止のための安全教育の充実に努めます。学校給食や総合的な学習を通して食育の充実に努めます。

障がいのある児童・生徒に対する適切な就学指導を行うとともに、障がいに応じた教育や教育環境の整備に努めます。

イ 社会の変化に対応した教育の推進

情報化に対応していくため、情報機器を設置し、情報教育の推進を図ります。

国際化に対応し、豊かな国際感覚を醸成し、国際理解を高めていくため、外国人英語指導助手を配置し、その活用を図ります。

地球環境問題や高齢化・少子化など今日的な問題に対する理解を深めます。

ウ 心の教育

道徳教育を充実し、社会のルールやマナーを守る心や態度を育成します。また、児童・生徒が正しい人権感覚を持つよう、発達段階に応じた人権教育の推進に努めます。

心身ともにバランスのとれた児童・生徒を育成するため、自然体験、ボランティア体験、スポーツ・文化活動など多様な体験活動の機会を確保します。

安芸高田少年自然の家などを活用し、学校教育や子ども会活動における野外研修活動を充実します。

スポーツ少年団については、団員募集や指導者の育成などを進めます。

適応指導教室やスクールカウンセラーの設置を推進するとともに、青少年メンター制度*の導入検討など、心の教育相談体制の充実を図ります。

学校、家庭、地域が協力し、図書の読み聞かせ活動や、推薦図書などの情報提供を行い、読書を通じた心の豊かな青少年の育成を図ります。

エ 安全な環境の確保

児童・生徒が安全に通学できるよう、歩道の整備や、カーブミラー等の設置により、交通安全に配慮した通学路の整備を図ります。

学校内の遊具については、定期的に安全確認を行い、事故防止に努めます。

オ 学校環境の整備と職員の指導力向上

老朽化した学校施設などの計画的な改修や耐震化対策を進めるとともに、適切な維持管理に努め、快適な教育環境の創造を図ります。

校舎内LANの構築や情報機器の整備を進めるなど情報化に対応した設備の充実を図ります。

児童・生徒を犯罪から守るため、関係機関と連携し、危機管理体制の充実を図るとともに、地域が一体となって犯罪の発生防止に努めます。

学校内の事故等、安全に係わる情報については、各学校が情報を共有し、安全意識を高めます。

学校評価システムや人事評価制度の推進、研修研究活動の充実により教員の質的向上を図ります。

* 青少年メンター制度：メンターと呼ばれる人生経験の豊富な大人が、子どもと1対1の関係で継続的・定期的に交流し、信頼関係を築きながら支援し、精神的・人間的な成長を促す。広島市で導入されている制度。メンターとは、「優れた指導者・助言者、相談相手」の意。

中等教育（高等学校）の充実

地域における高等学校と中学校の連携を図り、子どもの進路希望に応える教育の充実に努めます。

地元企業との連携により、高等学校におけるキャリア教育の充実に努めます。

施策の方向（3）みんなが子育てに参加する

【現状と課題】

「青少年育成安芸高田市民会議」では、青少年の健全育成を推進するため、各支部において、講演会、映画上映、意見発表、スポーツ大会などの活動を行っています。

子ども会活動は、スポーツや祭り、ボランティア活動などの行事を通して、子ども同士や、地域の人々とのコミュニケーションを深める機会となっていますが、少子化等により、子ども会活動の参加人数の減少が懸念されています。保護者や地域住民らの協力により、子ども会活動の活性化に努めていく必要があります。

スポーツ少年団は、サッカー、ハンドボール、剣道、柔道などの団体等があり、スポーツ活動や地域との交流活動などを行っています。

子育て支援については、本市では、「子育て支援センター」を核として、育児相談等による助言・指導を行い、ファミリーサポート事業、放課後児童クラブ運営などの子育て支援を行っています。

保育所では、低年齢児保育、障がい児保育、乳児保育、延長保育などを行っています。今後、保育ニーズの多様化に対応し、保育内容の充実を図ることが必要です。学童保育については、市内12か所に「児童クラブ」等を設置し、NPO法人等が施設運営を行っています。子どもたちが、放課後を安全に過ごせるよう、受入施設の充実や、指導員などの人材確保に努めていく必要があります。

企業については、育児休業制度の充実など、子育てと仕事の両立ができる就労環境を整備していくことが求められています。また、アンケート調査によれば、「夕食を一緒に食べる人」をみると、父親の割合が少なく、父親は、仕事中心の生活を送っていることが多いと予想されることから、男女や仕事に関係なく、子育てに参加できるよう、企業や従業員に対し、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を進めていく必要があります。

ファミリーサポート事業

	依頼会員	提供会員	計
平成17年度	24	28	52
平成18年度	40	43	83
平成19年度	72	62	134

資料：安芸高田市

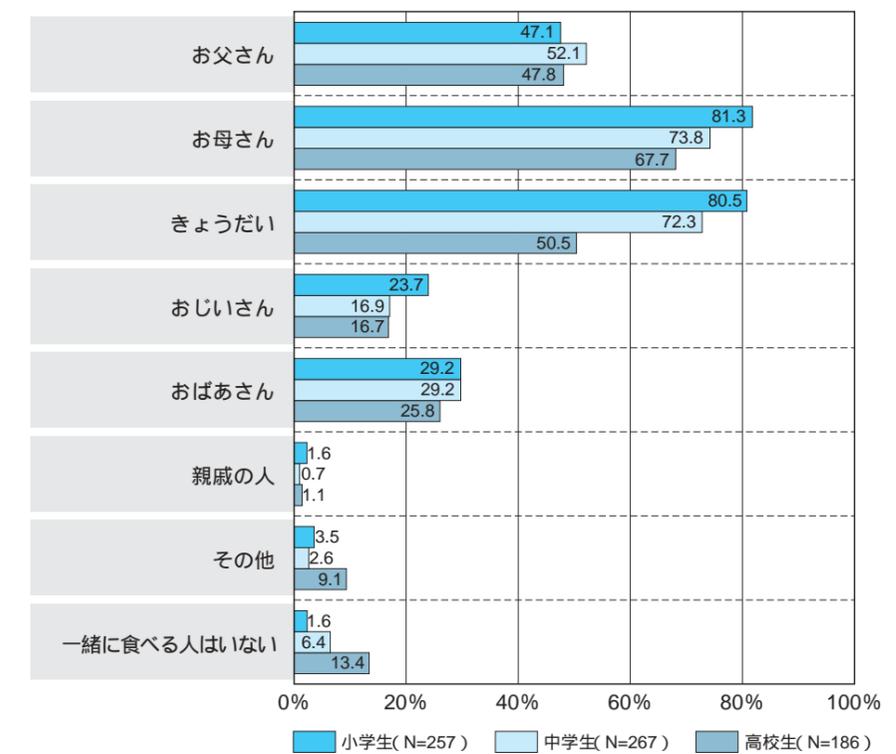
放課後児童クラブ運営事業

(人)

利用状況	イルカクラブ	にこにこクラブ	郷野児童クラブ	ひまわり児童クラブ	小田東児童クラブ	小田児童クラブ	めだかクラブ	くるはらクラブ	ふなさクラブ	刈田児童館	根野児童館	向原児童館
定員	70	50	50	43	25	25	70	30	30	60	60	60
平成16年度	55	34	22	17	8	14	74			57	74	48
平成17年度	55	23	24	15	15	9	70			32	48	51
平成18年度	66	64	23	17	22	13	80			25	38	49
平成19年度	69	37	24	18	23	13	82	11	10	26	38	52

4月1日入会者数
資料：安芸高田市

夕食を一緒に食べる人(複数回答)



【施策】

青少年育成体制の充実

青少年育成安芸高田市民会議などの活動を支援します。

子ども会活動の充実に努めるための活動助成や指導者育成を支援します。

体育協会などの関係団体と連携を深め、地域総合型スポーツクラブの設立を支援するとともに、スポーツ少年団の活動を充実します。

社会教育施設等では、青少年を対象とした学習プログラムを充実します。

企業の協力促進（子育てと仕事の両立支援など）

企業や勤労者に向けた、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発活動を充実します。

育児休業制度の普及・定着を図るため、制度の周知、広報活動を充実します。商工会などの関係団体と連携し、見守り活動、パトロールなど、地域活動への企業の参加・協力を呼びかけます。

子育て支援機能の充実

保育所における低年齢児保育、乳児保育、預かり時間の延長などにより、保育サービスを充実します。

保育所施設の改修などにより、安全で快適な保育環境の確保に努めます。

児童館や児童クラブについては、運営体制の充実を図ります。

ファミリーサポート事業の周知に努め、必要時に子どもを一時的に預けることのできる体制の充実を図り、保護者の育児支援に努めます。

ひとり親家庭の生活の安定を図り、自立を支援していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員などとの連携を強化し、相談・指導の充実を図ります。また、経済的自立を促進していくため、福祉資金貸付制度の有効な活用を促進します。さらに、就労を促進するため、関係機関と連携し、雇用情報を提供するとともに、技能・資格の取得を支援します。

ひとり親家庭の保健の向上と生活の安定を図るため、医療費の助成を行います。また、児童の養育機能を補完する短期保護制度や介護人派遣制度の活用などを促進します。

男女がともに協力しあい、子育てを行うことの大切さについての意識啓発に努めます。

母体保護や母子の健康づくりなど保健サービスの充実を図ります。育児に対する不安や悩みを気軽に相談できるよう、相談機能を充実します。

施策の方向（４）家庭・学校・地域の連携を深める

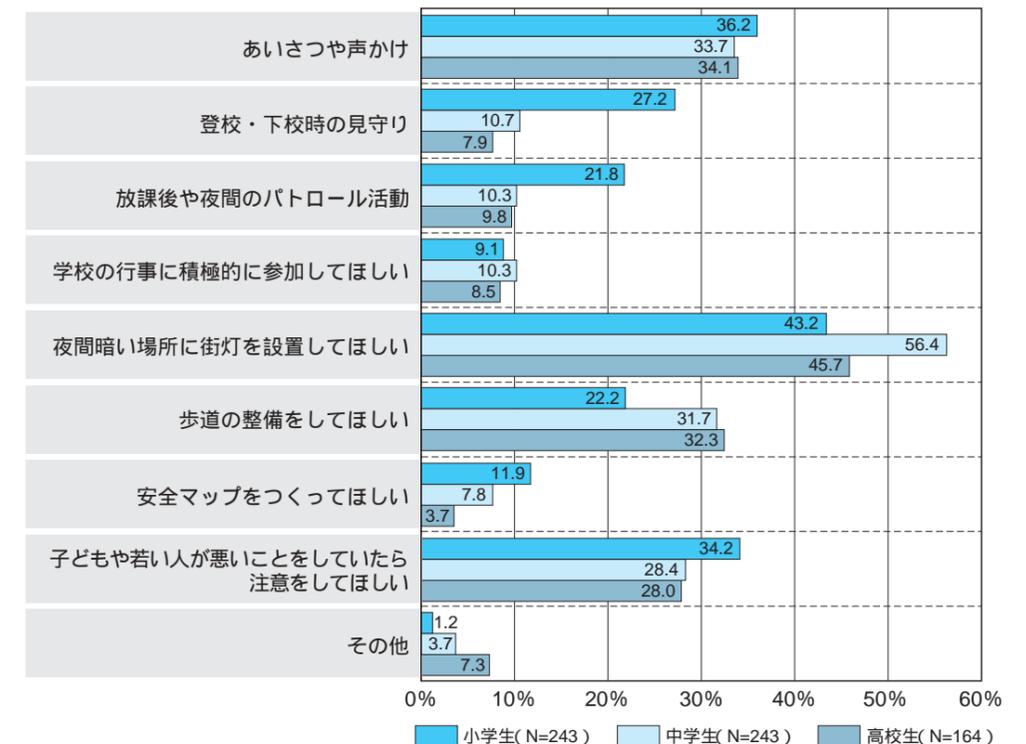
【現状と課題】

青年期のアンケート調査では、青年期の青少年は、地域活動への参加割合が、学童期に比べ低く、公共施設等の利用も少ないなど、地域との係わりが希薄になっています。学生アンケート調査では、「安全を守るためにしてもらいたいこと」として、「あいさつや声かけ」、「(子どもが)悪いことをしていたら、注意してほしい」が上位にあがっており、地域の人との係わりが望まれています。

子どもたちの安全を守るため、PTAや地域振興会などで、登下校の見守り活動が行われています。

学校教育では、「食育」を積極的に取り入れており、家庭教育との連携により、効果をあげていくことや、地域の農業や産業との連携により、「食の安全性」や「地産地消」に対する理解を深めていくことが必要です。また、平成20年度から、家庭教育支援員*を配置し、学校と家庭の連携を高める取り組みを進めています。

安全を守るために、地域の人や行政にってもらいたいこと(複数回答)



*家庭教育支援員：家庭と学校の連携を深めるため、学校教育、家庭教育の専門家等を支援員として学校単位で配置し、子育てに十分に関われない保護者のサポートや、多忙な教員のサポートを行う。平成20年度は市内3小学校に配置された。

【施策】

青少年育成関係団体の連携強化

青少年育成安芸高田市民会議や各地域子ども会など、青少年育成関係団体の情報交換や学習会の開催を支援します。

青少年育成に係わる人材の発掘・育成に努めます。

登下校見守り活動の充実

地域振興会や学校・PTAなどによる、登下校見守り活動を継続します。

学校と地域が連携し、安全講習会等を実施します。

家庭・学校・地域の協力による食育指導（地産地消）

地域の特産品を活かした学校給食メニューを検討します。

「地産地消」の浸透、拡大を推進するとともに、地域の農業や食の安全についての意識啓発を図ります。

児童・生徒の基本的な生活習慣が身につくよう、学校と家庭が連携し、朝食をとる習慣の定着を図ります。

目標 2 地域の一員として、自覚をもって行動できる

施策の方向（1）「ふるさと」を愛する心を育てる

【現状と課題】

本市で育つ青少年一人ひとりが、地域の人たちとの交流や、自然体験、歴史文化体験など、さまざまな体験活動を通じ、「ふるさと」を愛する気持ちを育てていくことが求められます。

本市では、まちづくり活動を担う組織として、現在32の地域振興会と6つの連合組織があり、まちづくりの仕組みづくりが、進んでいますが、一方で、町内会活動や、子ども会活動等においては、高齢化・少子化や核家族化の進行等により、青少年の参加機会が減っているなどの問題があります。

国際交流については、ニュージーランド・セルウィン町、シンガポール・メイフラワー中学校、韓国青少年やドイツスポーツ少年団との交流実績があります。また、平成20年2月には、「安芸高田市国際交流協会」が発足しており、多様な交流が期待されます。

本市では、米づくり、野菜づくりなどの農業が盛んであり、「地産地消」など「食農教育」*を通じ、地域への愛着を深めていくことが望まれます。

国際交流事業（平成18年度）

事業名	概要
ニュージーランド交流事業	姉妹町であるニュージーランド・セルウィン町に中学生12名、市民8名を派遣し交流を行った。また、5名の訪問団を受け入れ、民泊等を通じて交流を深めた。
シンガポール交流事業	シンガポール・メイフラワー中学校に中学生8名を派遣し交流を行った。また、26名の訪問団を受け入れ、民泊等を通じて交流を深めた。
日韓青少年交流事業	韓国から38人の青少年を中心とした訪問団を受け入れ、民泊交流を行った。（事業主体：たかみや国際交流協会）
日独スポーツ少年団同時交流事業	ドイツから10名の青少年を受け入れ、民泊交流を行った。（事業主体：安芸高田市スポーツ少年団）

資料：安芸高田市

*食農教育：食育と農業体験学習を一体的に実施する教育。

【施策】

世代間の交流活動

地域の祭りや伝統行事などに青少年の参加を促進するため、学校や地域を通じ、祭りや行事に関する情報提供や参加の呼びかけを行います。

世代間の交流が深まるよう、異世代の市民が幅広く交流できるイベントの開催を検討します。

環境、自然保護などの活動

学校や、子ども会、公民館活動などにおいて、環境・自然保護につながる体験活動の充実を図ります。

安芸高田少年自然の家を活用し、環境・自然保護に係わる体験活動を支援します。

国際交流活動

保・幼・小・中・高等学校において、外国人英語指導助手の活用により外国語指導を充実します。

国際交流団体等の協力により、青少年を対象とした、国際交流活動の充実を図ります。

まちづくりへの参画

青少年の夢や将来の希望を地域に発信していくため、「青少年の主張コンクール」等の開催を検討します。

青少年を対象とした「まちづくり講座」や「まちづくりワークショップ」実施を検討します。

青少年育成やまちづくりのリーダーとなる人材を育成していくための講座を開催します。

家庭・学校・地域の協力による食育指導（地産地消）[再掲]

地域の特産品を活かした学校給食メニューを検討します。

「地産地消」の浸透、拡大を推進するとともに、地域の農業や食の安全についての意識啓発を図ります。

児童・生徒の基本的な生活習慣が身につくよう、学校と家庭が連携し、朝食をとる習慣の定着を図ります。

施策の方向（２）「安芸高田らしい」体験活動やボランティアをする

【現状と課題】

本市は、毛利氏を中心とした歴史的遺産や神楽、はやし田、田楽などの伝統芸能など地域固有の文化を継承し、市内には数多くの文化財が分布しています。伝統芸能である神楽については、地元神楽団が、各地域での公演活動をはじめ、「神楽門前湯治村」の神楽専用舞台を備えた神楽ドームで定期公演を行っています。学校教育では、小学校の総合的な学習の時間や、中学校や高等学校の体験活動や部活動において、神楽に触れる機会を設けています。

スポーツ活動については、市内に「サンフレッチェ広島」「湧永製薬ハンドボールクラブ」、土師ダムを活用したカヌー競技などの練習拠点や本拠地、開催拠点があります。また、多くのスポーツ少年団等が活動をしています。これらの恵まれたスポーツ環境を青少年の健全育成に活用していく必要があります。

本市では、住民自治を主体とする新たなまちづくりの推進に取り組んでいますが、町内会や青年団体、ボランティア団体などで活動する青少年は少ない状況です。今後は、青少年が興味を持って参加できる活動のPRや、青少年が主体となるボランティア団体やNPO団体の設立を支援していく必要があります。

【施策】

芸術、スポーツ、伝統、芸能文化など地域らしいスポーツ、文化活動等の充実

学校教育や部活動などにおいて、神楽などの伝統文化体験の充実を図ります。

地元神楽団と学校、地域の連携により、青少年の参加を促進します。

サッカーやハンドボールなど地域のプロスポーツチームとの交流等により、青少年に質の高いスポーツ指導を行います。また、八千代の丘美術館入館作家との交流活動を充実します。

スポーツ少年団等の団体・指導者の育成を推進します。

水辺や里山などの自然を活かした遊び体験ができるよう、生涯学習ボランティアなどの養成に努めます。

ボランティア活動、NPO活動の充実

青少年の多様な体験を促進するため、農業、伝統文化の継承、自然保護等に係わるボランティア活動やNPO活動を支援します。

子育てに係わるボランティア活動やボランティア団体やNPO団体の交流を促進し、情報交換等を通じた活動の活性化を促進します。

施策の方向（3）あんぜん・あんしんを確保する

【現状と課題】

青少年が安全・安心な環境のもとで成長していけるよう、家庭、学校、地域が協力し、青少年の安全・安心を守る活動を充実する必要があります。

青少年が日常生活の多くの時間を過ごす学校、幼稚園、保育所等については、防災・防犯体制を充実するとともに、職員や青少年の防災・防犯に対する意識を高めていく必要があります。また、青少年の地域での活動や、通学時等の安全を確保するため、地域の安全点検や登下校の見守り活動などを充実する必要があります。

【施策】

学校・幼稚園・保育所の防災力・防犯力の強化

幼少年消防クラブの育成や学校教育などを通じて、火災予防教育等を推進します。

学校施設の耐震性の向上を図るため、耐震診断調査を進め、必要に応じて施設の耐震補強を行います。学校校舎の点検や、遊具点検などの定期実施により、学校施設の安全確保に努めます。

地域や学校施設の特性に応じた防犯対策を充実します。安全講習会の開催などにより、教職員の安全意識の向上に努めます。

学校と保護者や地域の関係機関・団体等と協力し、安全に係わる情報ネットワークシステムの構築を検討します。

安全マップの作成・周知

学校・PTAや地域振興会、子ども会などが作成する安全マップの制作を支援するとともに、制作されたマップの周知に努めます。

登下校見守り活動の充実 [再掲]

地域振興会や学校・PTAによる、登下校見守り活動を継続します。[再掲]

学校と地域が連携し、安全講習会等を実施します。[再掲]

交通安全施設等の整備

児童・生徒、地域住民が安心して生活できるよう、街灯の設置に努めます。また、地域における防犯灯設置の補助金交付制度を継続します。

児童・生徒の通学安全性を向上するため、歩道の整備、拡幅や、自転車歩行道の整備、カーブミラーの設置に努めます。

地域の環境浄化

学校・PTAや地域振興会などが協力し、通学時や夜間の防犯パトロールを実施します。

有害図書等の自動販売機の調査・撤去に向けた活動を行い、各店舗に対しては立入調査の継続実施により、有害図書類の販売等における自主規制の徹底を図ります。

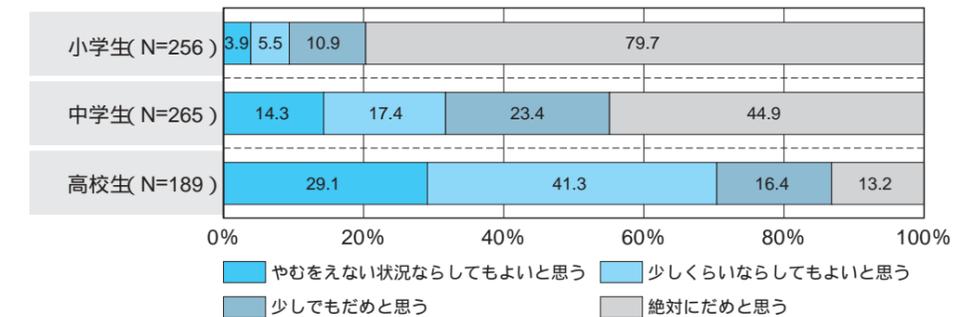
施策の方向（4）社会のルールを守る

【現状と課題】

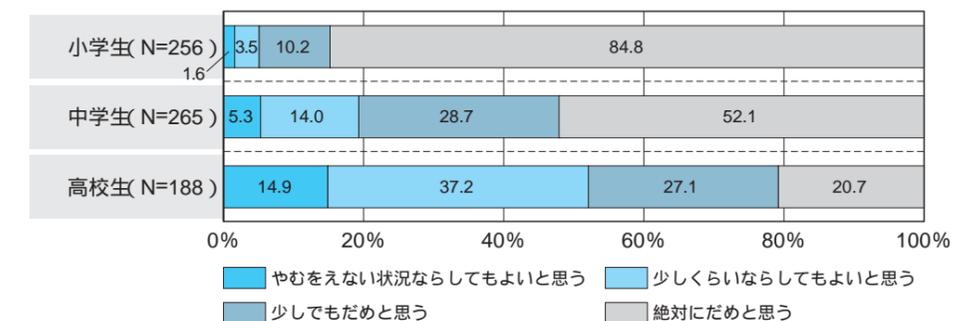
規範意識について、アンケート調査の結果をみると、小学生では、規範意識が高いが、中学生、高校生になるにつれて、薄れていく傾向が見られます。中学や高校など、精神的な自立を図っていく時期に、規範意識を高めることができるよう、家庭内での対話の充実や、学校や地域における多様な人間関係の形成などにより、物事を正しく判断できる力を身につけていくことが望まれます。

喫煙や飲酒については、未成年者の喫煙、飲酒が健康に及ぼす影響について、学校での学習や、家庭への知識の普及・啓発に努める必要があります。深夜の外出や、ゲームセンターでの夜遊びについては、アンケート調査では、特に高校生の意識の低さが見受けられ、青少年の非行や犯罪被害などが懸念されます。

規範意識について【深夜(夜11時以降)に外出する】



規範意識について【ゲームセンターで夜遅くまで遊ぶ】



【施策】

規範意識の醸成

家庭教育において、規範意識を高めていけるよう、母親教室・父親教室などの機会を活用し、保護者が規範意識を学べるプログラムを実施します。

学校教育において道徳教育を推進します。

学校や地域における集団活動の機会増加や、多様な人間関係から規範意識を学べる機会をつくります。

情報マナーの向上を図るため、学校教育における情報学習を充実します。また、青年期の青少年や、保護者等を対象とした学習機会を充実するとともに、情報マナーに関するリーフレットの作成・配布等による広報活動を行います。

非行防止対策

学校や関係機関が協力し、児童・生徒に喫煙や飲酒の健康への悪影響等について指導します。

学校、家庭、地域が連携し、適切なカウンセリングや指導、支援を行います。

店舗や企業、ボランティア団体が連携し、青少年に声かけ活動を行います。

広島県や関係団体、ボランティア団体等との連携を図り、悩みを抱える青少年や保護者が、電話やインターネット等も含め、さまざまな形で相談できる体制を整えます。

目標 3 夢や目標に向かって精一杯努力できる

施策の方向（1）やりたい仕事をみつける

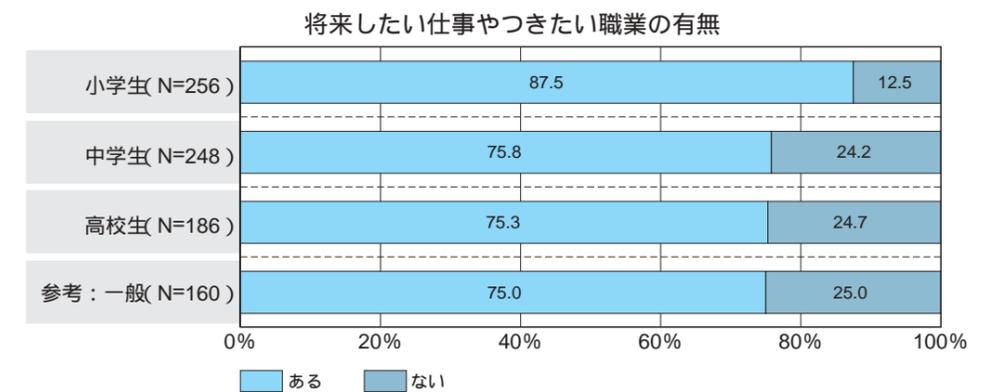
【現状と課題】

アンケート調査では、将来の仕事、職業について、小学生では9割近くが「(将来したい仕事やつきたい職業が)ある」と答えており、中学生、高校生も約75%が「(将来したい仕事やつきたい職業が)ある」と答えています。青少年が、将来の夢に向かって努力できるよう、学校教育では、職場体験や企業見学などのキャリア教育を取り入れており、今後も、成長段階に応じた指導を充実していく必要があります。

また、アンケート調査から、中学生、高校生では、勉強や進路の問題についての悩みを抱える人も多く見られるため、中学校、高等学校では、学習指導や、受験対策等の充実が求められます。

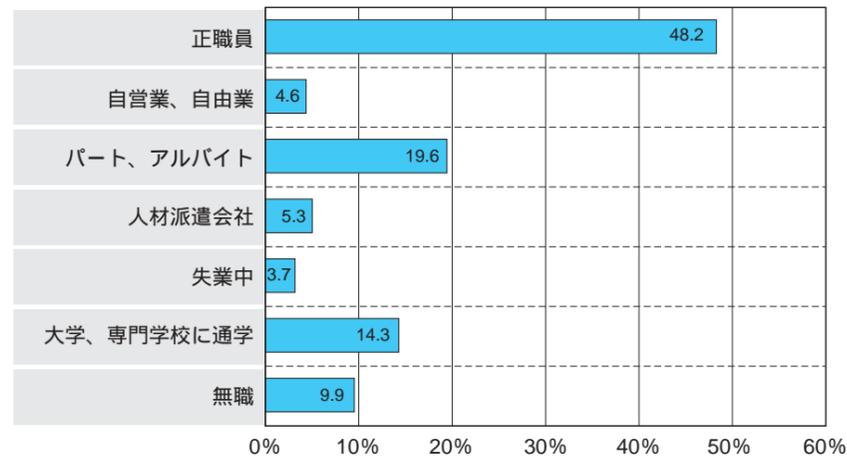
青年期(19～29歳)の青少年については、約5割が正職員として働いており、約2割はパート、アルバイトで働いています。また、学生や仕事を持たない人も、その4分の3は「将来したい仕事、職業がある」と答えています。青年期の青少年が、安芸高田市で希望する仕事を見つけられるよう、地域や企業と連携していく必要があります。

近年は、農業への関心やライフスタイルの見直しから、田舎暮らしを志向する青少年も増えています。本市においても、田舎暮らしを希望する人を受け入れるため、空き家バンクの整備を行っています。UJIターン*を希望する青少年の就農・就業の場、機会を確保していく必要があります。さらに、青年期の青少年が希望する仕事に就けるよう、能力開発などの支援を行っていく必要があります。



* UJIターン：人々が就職や転職などに際して、生活の本拠を大都市圏から地方に移すこと。(Uターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地へ戻ること。Jターン：出身地から地域外へ進学や就職のため都会に出た後、出身地の近隣の地域に戻る。Iターン：出身地に関わらず、住みたい地域を選択し移り住むこと。)

青年期(19~29歳)の青少年の働き方(複数回答N=624)



【施策】

企業と学校の連携によるキャリア教育の推進

小学生については、総合的な学習の時間等を活用し、地域見学、企業見学を行うとともに、地域の農家の協力により、農業体験を充実します。さらに、夏休みなどの期間を利用し、公共施設等での職場体験活動を行います。

中学生については、安芸高田市商工会など関係団体と連携し、キャリア教育の内容充実に努めます。

高等学校については、県教育委員会や企業との連携を図り、職場体験活動等の導入を検討します。

中学生や高校生を対象とした、仕事に関する講演会を実施します。地元企業役員や、行政職員、UJIターン者など、地域で働く人を講師として招きます。

就業支援、再就職支援

企業立地誘致制度の周知・PRなどにより、企業誘致活動を展開します。

産業活動支援センターや商工会と連携し、青少年の起業を支援します。

地域の企業と高等学校の連携を深め、高校生の地域での就職活動を支援します。

田舎暮らしや就農を希望する青少年を積極的に受け入れていくため、空き家や、遊休農地の活用を図ります。広島県やJA等が連携し、新規の希望者が、農業経営について学べる就農塾を開催します。

技術・技能講習等

青年期の青少年を対象としたパソコンなどの技能講習会を実施します。

施策の方向(2)社会的に自立する

【現状と課題】

青少年は、地域の次代を担う人材ですが、近年は、全国的にも働く意欲を持たない青少年の増加や、社会的な自立の遅れが問題となっています。

本市の青少年が社会的に自立できるよう、成長段階に応じた支援が必要です。幼児期(就学前児童) 学童期(小学生) 思春期(中学生、高校生等)においては、基本的な生活習慣の定着や、体験活動等の充実により、社会性やコミュニケーション能力を伸ばしていく必要があります。また、消費社会で成長する青少年は、物を大切にできる心や、我慢する心が育ちにくいとされています。したがって、経済や消費についての正しい知識を身につけていく必要があります。あわせて、近年の青少年は、テレビなどのメディアの影響を受けやすいことから、大量の情報から、適切な情報を選択、判断できるよう支援していく必要があります。

青年期(19~29歳)の青少年については、就業し、親の保護から離れ、独立した生活ができるような支援が必要です。本市においては、若者定住住宅や市営住宅による住宅支援を行っています。

障がいのある青少年の自立や社会参加を支援するため、青年期の青少年については、障がいの程度に応じ、就業や職業訓練、住宅支援、移動支援などを行っていく必要があります。学校教育では、障がいの程度に応じて、適切な指導を行い、自立を支援していく必要があります。

青少年は、さまざまな悩みや困難を抱えていることも多く、青少年やその保護者が安心して、相談できる場所が必要です。本市では、不登校の児童・生徒を支援していくため、適応指導教室を設置しています。

若者定住住宅の入居状況

住宅名	戸数	人数	備考
川根若者定住住宅(田草住宅)	6	31	
川根若者定住住宅(行部住宅)	10	42	
来原若者定住住宅(来原住宅)	4	17	
来女木若者定住住宅(来女木住宅)	2	8	
虹のマンション	8	10	
田草住宅	4	14	平成20年度3戸建設予定
合計	34	122	

資料:安芸高田市

市営住宅の建設

住宅名	戸数	人数	備考
市営堂ノ口住宅(平成18年度)	計4戸	-	子育て世代、若者居住用

資料:安芸高田市

【施策】

幼児期、学童期（小学生）や思春期（中学生、高校生等）の自立支援

「食習慣」や「生活習慣」は子どもの成長に大きく影響することから、家庭における食育の役割を認識できるよう、広報啓発活動を行います。また、生活時間については、子どもの成長段階にあわせ、親が正しいリズムを作っていくことが重要であり、家庭における適切なメディアの活用等についての啓発活動を充実します。[再掲]

心身ともにバランスのとれた児童・生徒を育成するため、自然体験、ボランティア体験、スポーツ・文化活動など多様な体験活動の機会を確保します。[再掲]

小学生、総合的な学習の時間等を活用し、地域見学、企業見学を行うとともに、地域の農家の協力により、農業体験を充実します。さらに、夏休みなどの期間を利用し、公共施設等での職場体験活動を行います。中学生については、安芸高田市商工会など関係団体と連携し、キャリア教育の内容充実に努めます。[再掲]

高等学校については、県教育委員会や企業との連携を図り、職場体験活動等の導入を検討します。[再掲]

経済や消費について、正しい知識を習得できるよう、幼児期、学童期の保護者を対象とした講演会を開催します。また、学校の総合的な学習の時間に経済や消費についての学習を充実します。

青年期（19～29歳）の自立支援

子育て世代などの持ち家ニーズに対応するため、住宅団地の整備を検討します。

企業や団体等と連携し、青年期の青少年を対象とした職業訓練講座を開催します。

UJIターンを希望する青少年の受け皿となるよう、空き家バンクの充実により定住を支援します。

規則正しい食生活の重要性や、喫煙、飲酒、ストレス等の健康への悪影響についての広報周知活動に努めます。

青年期の青少年を対象とした消費生活講座の開催を検討します。

障がいのある青少年の自立支援

障がいのある青少年の自立に配慮した住宅の整備を進めるため、相談体制の充実や、各種制度の活用を促進します。

障がいのある青少年に車椅子等を貸し出すサービスの導入を検討します。

公共施設や道路施設等のバリアフリー化を促進します。

障がいのある児童・生徒に対する適切な就学指導を行うとともに、障がいに応じた教育や教育環境の整備に努めます。[再掲]

悩みを抱える青少年の自立支援

各学校においては、適応指導教室やスクールカウンセラーの設置を推進します。

広島県や関係団体、ボランティア団体等との連携を図り、悩みを抱える青少年や保護者

が、電話やインターネット等も含め、さまざまな形で相談できる体制を整えます。[再掲]
地域による声かけを行うとともに、公民館や地域の空き家の活用等により、青少年が気軽に集まれる居場所づくりを行います。

施策の方向（3）スポーツや文化に親しむ

【現状と課題】

アンケート調査により、青少年が1年間に利用したスポーツ施設をみると、「吉田運動公園」や「吉田温水プール」など一部の施設では利用割合が2～4割と高くなっていますが、その他の施設では、1割未満の利用に留まっている施設が多くなっています。文化施設についても「高宮田園パラッツォ・図書館」は2割以上が利用していますが、地域によっては、公民館などの利用が1割未満のところもあります。アンケート調査で、小学生、中学生、高校生の放課後や休日の過ごし方をみると、「自宅」が最も多く、スポーツ施設や文化施設があまり活用されていない様子が、この結果からもうかがえます。

青少年の心と身体の健康を保ちながら、さまざまな体験を行うためにも、学校以外の時間の多くを自宅で過ごすより、市内の公共施設、文化施設を活用し、スポーツや文化活動を行ったり、地域の人たちとの交流の機会を増やしていくことが望まれます。

【施策】

生涯学習施設の有効活用

学校教育と連携し、公民館、スポーツセンター、図書館等の公共施設の利用を促進します。

青年期の青少年向け学習プログラムの開発や青少年向けのスポーツやレクリエーションなどのイベント企画に取り組みます。

活動グループの情報提供等

公民館等で活動しているサークル、ボランティアグループなどの概要を、市広報やホームページなどで紹介します。

広域ネットワークなどを活用し、活動グループやイベント等の情報発信を行います。

施策の方向（4）想いを伝える

【現状と課題】

近年は、インターネットや携帯電話の普及により、友人や家族などとのコミュニケーションのあり方が変化し、情報の受発信が容易にできる社会になっていますが、その一方で、情報機器に頼らない直接的なコミュニケーション能力が低下しているとの指摘もあります。

青少年は、今後の安芸高田市を担っていく人材であり、今後も、国際化、少子高齢化、過疎化の進行などの、社会情勢の変化が予測される中で、地域の活力維持を図っていくためには、青少年が、「自ら考え、行動していく」意志を持つことが必要です。

学校教育では、多くの小学校、中学校で、特色ある取り組みとして、「ことばの力の定着」や「自己表現力の育成」などの事業を行っています。青少年育成安芸高田市民会議では、推進大会や研修会などにおいて、青少年の活動発表機会を設けています。

アンケート調査では、青少年の地域への愛着は非常に高くなっていますが、一方で、地域の問題点としては、「遊ぶところが少ない」「買い物が不便」などが指摘されています。地域にあつたらよいと思うものについては、小学生、中学生では、「子どもだけで集まれる場所」など居場所づくりが求められています。

安芸高田市では、地域振興会を中心とした協働のまちづくりを進めており、青少年の積極的な参画により、まちづくり活動の活性化が望まれます。

【施策】

青少年の居場所づくり

青少年の居場所として、学校の空き教室や公民館などを積極的に活用します。

安芸高田少年自然の家については、自然体験活動や創作活動などを企画し、青少年の外遊びを支援します。

スポーツサークル活動の充実により、青少年の居場所づくりに努めます。

発表の機会、場の創出

青少年育成安芸高田市民会議などにおいて、青少年の定期的な発表の機会を確保します。

生涯学習関連施設・文化施設・観光施設等において、青少年の定期的な発表を促進します。

インターネットや広報誌などのメディアを活用し、青少年の発表活動を広くPRします。

まちづくりへの参画 [再掲]

青少年の夢や将来の希望を地域に発信していくため、「青少年の主張コンクール」等の開催を検討します。[再掲]

青少年を対象とした「まちづくり講座」や「まちづくりワークショップ」実施を検討します。[再掲]

青少年育成やまちづくりのリーダーとなる人材を育成していくための講座を開催します。[再掲]

1 重点施策の設定

青少年の健全育成を図っていくため、3つの基本目標に基づいて、次の6施策を重点施策として設定し、具体的展開方法を検討し、早期に事業化していくこととします。

基本目標	重点施策
あたたかい家庭、学校、地域に見守られて成長できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭の教育機能の強化 ・ あいさつ・声かけ運動の推進
地域の一員として、自覚をもって行動できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域交流活動の促進 ・ 安全意識、規範意識の高揚
夢や目標に向かって精一杯努力できる	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの体験の場づくり ・ 相談体制の充実

具体的な施策と重点施策の関係



2 重点施策の概要

家庭の教育機能の強化

家庭教育の重要性を再認識し、子どもの基本的な生活習慣の定着を図り、自立を支援するため、家庭教育に関する講座・講演の開催を充実します。保護者の参加意欲や子育て意欲が増すような講演・講座などの内容を検討します。

子育て家庭を対象とした講演・講座の開催

- ・子育ての正しい知識や食育、生活習慣の指導・啓発などにより、家庭の教育力を向上させます。
- ・子育て講演会については、働く親が、参加しやすい時間帯や、プログラムの組み方（講演＋参観、個人懇談前の時間活用など）を検討します。

これから親になる人を対象とした講座の開催

- ・「親」となることの自覚と責任を持つための講座を企画します。
- ・母子手帳の交付時などに広報し、母親、父親など家族全員が子育てを行うことの重要性や、家庭が、子どもの基本的な生活習慣や規範意識を形づくっていく場であることを伝えます。

あいさつ・声かけ運動の推進

家庭、学校、地域を通して、大人から積極的に子どもに声をかける「あいさつ運動」や「声かけ運動」を推進します。市民が積極的にあいさつを行う「あいさつ運動推進月間」を設定します。多くの人に活動に参加してもらえるよう、あいさつや声かけのコツを紹介する冊子等を作成します。

あいさつ運動推進月間の設定

- ・あいさつ運動を積極的に推進する月間を定め、市民への周知や広報活動を行うとともに、青少年育成安芸高田市民会議や関係機関・団体と一緒に「あいさつ・声かけ運動」を展開します。

「あいさつ・声かけミニブック」の作成

- ・保護者や地域住民を対象とした、冊子を作成します。あいさつや声かけのコツや留意点を紹介します。
- ・地域行事や学校参観日など、地域住民や保護者が集まる機会に、ミニブックを活用し、あいさつ・声かけの講習を行います。

地域交流活動の促進

青少年が共同作業を通して人とのつき合い方を身につけることができるよう、清掃作業や、地域で行われるお祭りなどの行事、ボランティア活動などへの積極的な参加を支援します。地域の資源を活用し、スポーツ、文化交流活動を充実します。

清掃作業等への参加

- ・学校や、企業への協力を求め、青少年の参加を呼びかけます。
- ・河川や畦の草刈りなど、安芸高田らしい清掃作業に青少年が関わられるようにします。
- ・地域住民と保護者が協力し、道具の使い方指導や、作業中の安全確保に努めます。
- ・作業後に、参加者の交流が持てるよう、地域振興会など地域の協力を要請します。

地域文化行事への参加支援

- ・学校と地域が連携し、子どもたちが、地域文化行事に触れる機会をつくります。
- ・中学校や高等学校における神楽クラブについては、地元神楽団からの指導や助言の充実や、発表の場の充実に努めます。
- ・青年期の青少年が、祭りや盆踊りなどの伝統行事に興味をもつよう、公民館や文化センターなどで、神楽の解説や祭りの歴史を学ぶための講演会や、体験会（踊り体験、お面、衣装の制作など）を実施します。

ボランティア活動の充実

- ・青少年が地域社会への参加意識を持てるよう、中・高校生を対象とし、「ぶちボランティアスクール」を実施します。
- ・図書の読み聞かせグループなど、青少年の健全育成を支援するボランティア団体や、NPO団体の活動を市広報やホームページで紹介します。

地域らしいスポーツ、文化活動の充実

- ・サッカー、ハンドボール、カヌーなどのスポーツを年齢に応じて親しめるよう、体験の機会、場づくりに努めます。
- ・小・中・高校などの部活動やスポーツ少年団と、プロスポーツチームとの交流により、質の高いスポーツ指導を行います。
- ・子どもたちの豊かな表現力を引き出すため、芸術家との交流活動などにより、さまざまな芸術体験を支援します。

安全意識、規範意識の高揚

青少年を地域全体で育成する意識を高めるため、地域で取り組んでいる登下校の見守り活動を今後も充実するとともに、地域住民と青少年自身の安全意識や規範意識の醸成を図ります。

見守り活動の充実

- ・市広報やホームページで、各地域の見守り活動の内容や特長を紹介するレポートを連載し、各地域の活動の充実に役立てます。
- ・見守りステッカー（店舗、車用）、腕章、ベストなどの作成を支援します。

マナーアップキャンペーンの実施

- ・マナーアップエリアとして、駅周辺や学校周辺などを設定し、自転車の正しい乗り方（携帯電話をかけない、2列にならない等）、止め方（歩道にはみ出さない、通路をふさがない等）などを呼びかけます。

子どもの体験の場づくり

青少年の成長段階にあわせた地域見学、企業見学、職場体験活動等を推進します。また、青少年の社会性や自立性を養うため、地域資源を活かした体験活動や研修活動を充実します。

職場体験活動等の充実

- ・子どもたちが、地域への関心を持ち、自分の将来の夢を描けるよう、小学校では、地域見学や企業見学を行います。
- ・企業と連携し、子どもたちとその家族が、父親、母親の職場を見学できる参観日を設けます。
- ・地域の農家の協力により、農業体験等を充実します。
- ・中学校では、望ましい勤労観や職業観を育てていくため、関係団体と連携し、職場体験活動などを充実します。
- ・見学や体験活動の成果を、感想文や発表会などの形で、企業や市民に広く公開します。

自然体験チャレンジ塾の実施

- ・野外活動の技術を身につけるとともに、リーダーシップを養うためのリーダー研修を行います。小学校高学年や、中学生、高校生を対象とし、年代に応じた研修プログラムを実施します。
- ・休耕田などを活用し、参加する子どもたちが主体的に「米づくり」を行う、「米づくりチャレンジフィールド」を作ります。

相談体制の充実

さまざまな悩みを抱える青少年を支援するため、カウンセリング活動を充実します。青少年の社会的な自立を支援するため、住まい、仕事、消費等について相談できる体制を充実します。

カウンセリング活動の充実

- ・学校では、適応指導教室やスクールカウンセラーの設置を推進します。
- ・広島県や関係団体、ボランティア団体等との連携を図り、悩みを抱える青少年や保護者が、電話やインターネット等を含め、さまざまな形で相談できる体制を整えます。
- ・学校や公共施設などに、相談窓口案内カードを設置します。
- ・公民館などに、「子どもカフェスペース」を設け、友人同士や公民館職員などと自由に話や相談ができる場にします。
- ・市民を対象としたカウンセリング講座を開催します。

わかもの相談コーナーの設置

- ・主として、青年期の青少年（18～29歳）を対象とし、住まい、仕事の悩みや、経済的な問題、人間関係、健康などの悩みが相談できる場を設置します。
- ・関係機関と連携し、相談者に必要な情報（住まい情報、各種講座等）を適宜、提供します。

第 章

計画の推進体制

1 庁内推進体制

庁内推進体制については、市民課、教育委員会が中心的な役割を担います。また、青少年育成に関する施策は、保健福祉、教育、就業、まちづくりなど多岐にわたり、関係部局との連携を強化していく必要があることから、青少年育成プラン推進のための庁内組織の立ち上げを検討します。

2 住民参加

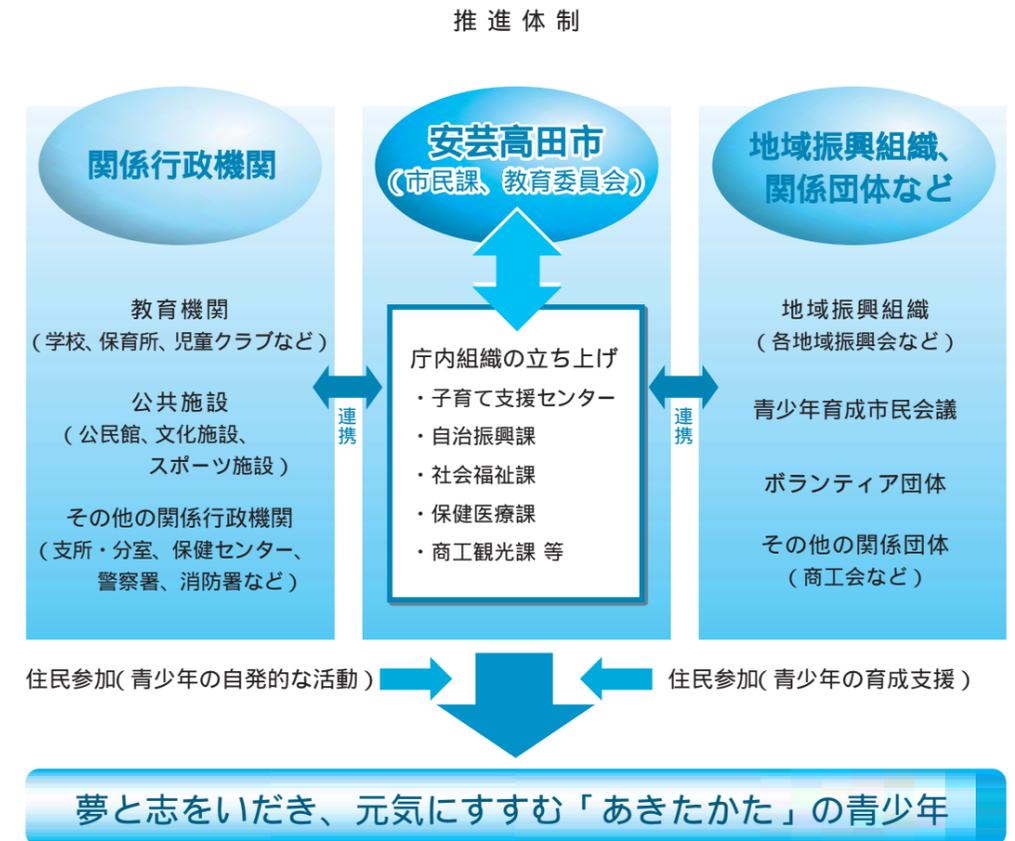
青少年育成プランの対象は、「本市の青少年に関わるすべての市民、企業、団体等」です。住民一人ひとりが、青少年育成を、地域の未来づくりととらえ、青少年とのかかわりを増やしていけるよう、地域振興会などの関係団体と協力し、青少年と市民が協働で行う活動やイベント等の情報提供や参加促進を呼びかけます。

また、行政や学校、地域、関係団体が連携し、青少年の活動を支援する人材の発掘や育成に努めます。

さらに、青少年育成プランや青少年活動のあり方についての意見や提案ができる場や機会を設けます。

3 関係機関との連携

「青少年育成市民会議」や「地域振興会」など青少年関係機関や団体等と連携し、青少年育成プランの推進に努めます。



資料

策定の経過

と き	内 容	
平成19年9月14日	青少年育成にかかわるアンケート調査の実施	調査対象 小学生 …… 6年生児童全員 中学生 …… 3年生生徒全員 高校生 …… 3年生生徒全員 一 般 …… 18～30歳未満から 1,800人を無作為抽出
平成20年2月29日	第1回青少年育成プラン策定委員会	計画の趣旨、アンケート調査結果・課題について
平成20年3月27日	第2回青少年育成プラン策定委員会	基本理念、基本目標、施策の方向について
平成20年6月11日	第3回青少年育成プラン策定委員会	施策の方向（現状と課題及び施策）について
平成20年7月28日	第4回青少年育成プラン策定委員会	具体的な施策、重点施策について
平成20年9月17日	第5回青少年育成プラン策定委員会	全体素案、まとめ
平成20年10月9日	安芸高田市青少年育成プラン策定委員会から 答申書を市長へ提出	

安芸高田市青少年育成プラン策定委員会設置要綱

（目的）

第1条 近年の青少年問題が多様化及び、深刻化する状況を踏まえ、保健、福祉、教育、労働又は非行対策などの幅広い分野に渡る施策の策定を総合的かつ効果的に推進するため、安芸高田市青少年育成プラン策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次の事務を所掌する。

- （1）「安芸高田市青少年育成プラン」の策定に関する協議及び検討に関すること。
- （2）その他計画策定に関し必要な事項に関すること。

（委員）

第3条 策定委員は、12名以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、「安芸高田市青少年育成プラン」の策定の日までとする。

（組織）

第4条 策定委員会には、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第5条 策定委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。

（庶務）

第6条 策定委員会の庶務は、市民生活部市民課人権推進グループに置く。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

「安芸高田市青少年育成プラン策定委員会」委員名簿（委嘱期間 平成20年2月～平成20年10月）

	名 前	所 属 等	
1	河野 正義 (委員長)	青少年育成安芸高田市民会議会長	青少年育成団体
2	児玉 明子 (副委員長)	安芸高田市民生委員・児童委員協議会・主任児童委員	福祉関係団体
3	大田 孝行 末本 太 (後任 平成20年3月～)	安芸高田警察署署長	警察関係
4	小早川 隆男	安芸高田市社会教育委員会議長	教育関係
5	中森 美智代 榊宗 富貴子 (後任 平成20年6月～)	安芸高田市小学校代表	
6	深井 千晶 黒瀬 照美 (後任 平成20年6月～)	安芸高田市PTA連合会副会長	教育関係団体
7	金行 哲昭	安芸高田市子ども会連合会会長	青少年育成団体
8	長尾 光枝 八島 なる子 (後任 平成20年6月～)	安芸高田市保育連盟会長	福祉関係
9	佐藤 仁志	安芸高田市社会福祉協議会会長	福祉関係団体
10	門橋 政子	安芸高田市女性連合会会長	女性団体
11	本田 清美	三次人権擁護委員連絡協議会安芸高田市部会副会長	人権団体
12	波多野 邦彦 塚田 勝吉 (後任 平成20年6月～)	安芸高田市まちづくり委員会委員長 安芸高田市まちづくり委員会 地域福祉小委員会副委員長	地域振興団体

(敬称略)

安芸高田市青少年育成プラン

平成20(2008)年10月

編集・発行 / 安芸高田市市民生活部市民課

〒731-0592

安芸高田市吉田町吉田791番地
